

# 官報号外

平成十四年四月十日

## ○第一百五十四回 参議院会議録第十六号

平成十四年四月十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十四年四月十日

午前十時開議

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(井上裕君) 建築基準法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。扇国

土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 建築基準法等の一部を改

正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に

利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨

を御説明申し上げます。

我が国の都市を、豊かで快適な、経済活力に満

ちあふれたものへと再生することともに、環境対

策、高齢化対策等の新たな課題への取組を通じて

居住環境の改善を図ることは、喫緊の課題であり

ます。

これら課題に対応するためには、地域住民等が

行うまちづくりの取組を促進すること等による都

市再生の推進を図ることとともに、居住環境の改善を

図るために、化学物質による室内空気の汚染問題に

対するシックハウス対策の推進や建築物のバリア

フリー化の促進を図る必要があります。

このため、建築基準法等の一部を改正する法律

案により、適正な土地利用の促進や居住環境の改

善等に資する建築制限等ができるようになりますと

もに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる

特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改

正する法律案により、高齢者、身体障害者が利用

しやすい特定建築物の建築を一層促進してまいり

ます。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、住民等の自主的なまちづくりの推進や創設することとしております。

第二に、まちづくりの多様な課題に適切に対応できるよう容積率制限等の選択肢を拡充することとしております。

第三に、許可を経ずに、建築確認の手続で迅速に容積率制限等を緩和できる制度を導入することとしております。

第四に、地区計画制度を整理合理化し、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和又は強化できる制度とすることとしております。

第五に、シックハウス対策のために、建築材料や換気設備の規制を導入することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、特定建築物のうち一定の用途及び規模のものについて、バリアフリー対応を努力義務から義務付けに強化するとともに、努力義務の対象を拡大することとしております。

第二に、バリアフリーの誘導基準を満たすとの認定を受けた特定建築物については、容積率の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行うこととしております。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。棟葉賀津也君。

○棟葉賀津也君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました両法律案について、関係各大臣に質問いたします。

最初に、建築基準法等の一部改正に関する法律案について質問いたします。

今回の法律案では、初めてシックハウス対策が設けられたことに一定の評価をしたいと思いま

す。しかし、果たしてこれで問題が本当に解決さ

れるのか疑問が残ります。

シックハウス症候群による患者さんは全国で何

百万人もいると指摘されております。これらの患

者さんは、日まい、ぜんそく、皮膚炎を始め

とする様々な症状に二十四時間悩まされ続けてい

ます。中には、不登校になる子供たちや各地を

転々とする生活を強いられている人々があり、こ

の悩みから脱出するために自殺という道を選んでしまった方も出るほどの社会問題となつております。

しかし、驚くべきことに、シックハウス症候群で苦しんでいる患者さんたちは、これが病気として認定されていないために、医療保険すら使えず、家の改修も自己負担でやらなければならぬ

のが現実です。シックハウス症候群で病院へ行けば、精神科の患者として自律神経失調症で片付けられてしまい、適切な治療を受けられないでいるのは重大な問題です。全国に二十二万人もいると言われている不登校児や無気力症の子供たちの幾らかは、シックハウスやシックスクールに起因している可能性があることも見逃せない問題です。

また、このように重い症状でなくてもシックハウス症候群の予備軍と言える人は意外とたくさんいます。特定の部屋に入ると目がかゆくなったり息苦しくなる人、排気ガスの多い道を歩くと胸が苦しくなる人、携帯電話を胸のポケットに入れておくと動悸がする人などはシックハウス症候群の可能性が高いと言われています。

厚生労働省は、シックハウス症候群による患者さんの数はどの程度と把握されていますか。また、シックハウス症候群が病気として認定されないことにについていかがお考えでしょうか。坂口大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

ここでお考えいただきたいのは、シックハウスの問題はBSEや悪性エイズの問題と同じ構図ではないかということです。いずれも、危険性が指摘されていてもかかわらず、因果関係が立証されていないということです。手を打たなかつたために被害が大きくなりました。シックハウスでも同じことをまた繰り返すのでしょうか。多くの患者さんが原因不明とされる不安と闘っていることを考えれば、国として国民の安全に関する対策は幾ら手厚くしてもらり過ぎることはないと考えます。

本改正案では、シックハウス対策を建材の使用制限や換気施設の設置によるいわゆる入口規制を行ふ方法で対応しようとしています。しかしながら、その方法では次の三つの問題点があると思います。

まず第一に、規制する化学物質の問題でありま

す。厚生労働省の指針値が定められているものだけでは十三種類もあるのに、今回はホルムアルデヒドとクロルビリオスの二種類にしか規制をしておりません。他の有害化学物質を含む建材が多くあるおそれがあるにもかかわらず、一種類しか規制をしないのはなぜでしょうか。加えて、規制外の建材が多用される事態を防ぐ方法についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

第二に、違法建築が横行する懸念があります。政府案では、入口規制を行うのみなので、国や業者側に建築物の完成後の検査義務がありません。したがって、法の基準どおりに建築しても、化学物質の濃度基準をクリアしている保証はありませんし、最悪のケースでは等級の表示をごまかすケースが出るかもしれません。

偽装表示は、昨今、食品について余りに顕著であります。仮に建築物でも同じことが起こるのかと思うと、背筋が寒くなる思いであります。このような懸念に対してもどのように対処されるのでしょうか、お伺いをいたします。

第三に、患者発生時の責任問題があいまいな点です。

完成した建築物内の有害化学物質が濃度基準値を上回る結果となり、シックハウス症候群になる患者さんが出たとしたら、その責任はだれにあるのでしょうか。扇大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

一昨年来、民主党・新緑風会は、櫻井充参議院議員を中心に、病気に苦しむ患者さんたちと一緒にこの問題を考え、法案を作つてまいりました。特定化学物質による建築物の居室内的空気汚染の防止等に関する法律案がそれありますが、昨年はこの法律案は審議すらされずに廃案となってしまった。当時の政府のシックハウス問題に対する無関心には閉口してしまいます。

民主黨案の基本的な考え方とは、今回の政府改正

案とは異なり、建築物が完成した時点で有害化

物質の測定を行いうわゆる出口規制に立っています。すべての建築物について、工事終了後に室内の濃度を測定して、基準値を上回っている場合改善をさせるというものです。

この法律案による制度ならば、完成した後の建

築物を測定するので、建築責任が明確化され、購入者がシックハウスになるリスクを確実に軽減で

きます。加えて、現在でも建築基準法に違反した

欠陥住宅が後を絶たない状況を見ると、政府案の

ように建材規制と換気施設の設置をたとえ入口で

義務付けたとしても、シックハウスの違法建築が

野放しになる危険性があります。

これらを考え合わせると、シックハウス問題

は正に個別法による対応が必要だと考えますが、

扇大臣のお考えはいかがでしょうか。

次に、坂口大臣にお伺いいたします。

国民の健康に関する法律については、特に、業者対患者、生産者対消費者の構図ではなく、双方の利害を調整し議論をするべきものであると考えます。世の中の流れは規制緩和の方向にあり、業者の営業の自由を確保し、競争を促進することを否定するものではありませんが、事安全に関して

否認されることこそ國に課せられた義務

です。

第三に、患者発生時の責任問題があいまいな点です。

完成した建築物内の有害化学物質が濃度基準値を上回る結果となり、シックハウス症候群になる患者さんが出たとしたら、その責任はだれにあるのでしょうか。扇大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

第三に、患者発生時の責任問題があいまいな点です。

完成した建築物内の有害化学物質が濃度基準値を上回る結果となり、シックハウス症候群になる

患者さんが出たとしたら、その責任はだれにある

のでしょうか。扇大臣の明確な御答弁をお願いいた

します。

第三に、患者発生時の責任問題があいまいな点

です。

完成した建築物内の有害化学物質が濃度基準値を上回る結果となり、シックハウス症候群になる

患者さんが出たとしたら、その責任はだれにある

のでしょうか。扇大臣の明確な御答弁をお願いいた

します。

頼を得ることにつながります。

また、建築物への測定や改善を義務付けることで、その分野における新規産業の育成が可能となると思われますし、シックハウスの対策は国際的にも関心が高いので、この分野において日本が世界をリードすることにもつながると思いますが、国民の健康を守る厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

次に、容積率及び建ぺい率の緩和に関する問題点について扇大臣にお伺いします。

建築基準法等の改正案では、大幅な容積率や建

ぺい率の緩和がなされようとしています。大都市に国際的な競争力を付けるためにもこれらの政策は必要ですし、土地利用を高度化し、都市の新陳代謝を高めることは景気の刺激策にもなると思

います。

しかし、この政策は二つの点で懸念されます。

第一は、この改正によって市街地の環境や町の

調和の観點から問題が起きないかという点です。

すなわち、建てる側が公聴会などのプロセスや地

域住民とのコミュニケーションを軽視して、基準

にさえ合えば機械的に建築が認められるというよ

うにも取れます。大臣はいかがお考えでしょ

うか。

第一が、都市の防災能力の問題です。建築物の

容積率や高さの制限が緩和されると、建築物その

ものや都市の防災機能が低下する懸念が生じま

す。今回の改正に伴い、都市の防災能力を高める

ためにどのような取組に、どのように取り組んで

いくつもりか、国民が心から安心できる答弁を

お願いいたします。

最後に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用で

きる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわ

ゆるハートビル法の改正案について質問いたしま

す。

民主党は、一定の公共的施設にバリアフリー対

応を義務付けることを以前から主張しており、今

回の改正案は一步前進であると認識しておりますが、それでもまだ十分ではないと思います。例えば、政府案では、第二条でその対象者を高齢者、身体障害者等としており、現行法と何ら変わらないものになっております。

建築物を利用する場合に不便を切实に感じているのは、お年寄りや体に障害をお持ちの方ばかりではありません。本改正案の対象者を拡大して、妊娠や子供、けが人や病人、知的障害者や精神障害者の方々も加えて、できる限り明文化すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、政府案では、特別特定建築物を一千平方メートル以上と制限しておりますが、建築物の大小にかかわらず、図書館や役場、公民館、公共住宅、集会所や交番などの公共施設においてはすべてを特別特定建築物とし、バリアフリーを義務化すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

今は若く元気な人も、いずれ皆、年を取ります。超高齢社会を目前に、すべての人に優しい社会基盤を用意しておくことが必要とされるのではないかでしょうか。そのためには、対象を特定の人間に限定してバリアを除去するという考え方ではなくて、できる限り多くの人が利用可能であるとのコンセプト、いわゆるユニバーサルデザインの発想にシフトしていくことが不可欠であると考えます。

今後の改正案において、利用円滑基準の中に具

体的にユニバーサルデザインを入れていくなどの

対応はされないのでしょうか、扇大臣の前向きな

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

安全を確保するために手厚い事前対策を打つこ

とに何のためらいがあるのでしょうか。コストの

問題なのでしょうか。確かに、安全にはコストが

掛かります。しかし、そのコストが有意義に活用

されたとき、事故が予防され被害が出ないため

に、すなわち、問題が表面化しないために、一

見、そのコストが無駄であったかのような錯覚をします。

今、国民にとって、安心して暮らす、安全を守ることが大きな関心事になっていています。シックハウスも、薬害エイズも、食品をめぐる危険も、そして災害やテロも、国民の安全を脅かすという意味で根本は同じであります。政府は、安全のコストの在り方をしっかりと認識して、国民の不安を解消するために今こそ全力を尽くすべきであると思いませんが、いかがお考えでしょうか。

(拍手)

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 棚築議員から九点についてのお尋ねがございました。

少なくとも、規制対象物質について、また、規制外の建材の使用についてお尋ねがございました。

た。

政府といましましては、室内的空気汚染による

健康影響というものの、それが出るおそれのある化

物質につきましては、最終的にはすべて規制対

象とする方針でございます。このためには、様々

な建材について、どんな化学物質がどれだけ使用

され、あるいは発生量がどれほどあるのか、きちんと調査する必要があると存じます。

今回、まず、取り急ぎホルムアルデヒド及びクロルピリホスについては規制を行ふことにいたし

ております。

また、表示を偽った建材を使用した建築物は違

反建築物に該当することになつておりますので、改

善命令等、厳正な是正処置を講じていきたいと

考えております。

三つ目に、完成した建築物が濃度基準を上回つ

てシックハウス症候群の患者が発生した場合の責

任の所在についてというお尋ねがございました。

これは、国としては、通常、化学物質の室内濃

度が厚生労働省の指針値を超えることのないよう

に基準を定める責任があると考えておりますし、

また、厳しい基準を定めることによって健康被害

の未然防止に取り組んでまいりたいと思っており

ます。

なお、特異な気象条件の場合とか、あるいは換

気せずに喫煙するなどのシックハウス問題への配

慮を欠いた建築物の使い方がされた場合に、例外

的にお尋ねがございました。

今回の建築基準法の改正においては、容積率の

制度あるいは高さ制限等の数値の選択肢を拡充い

たしますけれども、これは、具体的な数値は都市

計画あるいは条例その他の手続によりまして地域

住民等の意見を反映しつつこれは定められるもの

としても、消費者の立場に立つて、そして、判明している調査結果は最大限に情報提供することにして、消費者向けのガイドラインを策定することにより周知徹底を図っていただきたいと考えております。

四つ目には、シックハウスの問題に対する規制の方法についてのお尋ねがございました。

化学物質の室内濃度は気象条件によってかなり変動するため、完成後に濃度を測定する、いわゆる出口規制による方式では、測定時の条件次第で規制すべき建築物の基準をクリアしてしまつ、そういう場合があるなど、問題があると私は考えております。そういう意味で、いわゆる出口規制の表示についてというお尋ねがございました。

改正案では、化学物質の室内濃度が高く、そういう時期に、暑いとき、夏期には激しい条件とか、家具の設置を想定して建材や換気設備の基準を定めることとしておりますし、この基準を守れば、通常は室内的濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないものと考えております。

これらの基準に適合していることを審査するため、着工前の建築確認及び工事完了時の検査等が義務付けられておりますし、また、適正な審査が行われるように万全を期してまいりたいと考えております。

また、表示を偽った建材を使用した建築物は違反建築物に該当することになつておりますので、改善命令等、厳正な是正処置を講じていきたいと考えております。

三つ目に、完成した建築物が濃度基準を上回つてシックハウス症候群の患者が発生した場合の責任の所在についてというお尋ねがございました。

これは、国としては、通常、化学物質の室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることのないよう

に基準を定める責任があると考えておりますし、

また、厳しい基準を定めることを余儀なくされると考えております。これによりまして、気象条件に左右されたり、あるいは予想外のコストを余儀なくされることもなくなって、消費者の利益に合致するものと考えております。

なお、違反建築物につきましては、厳正な是正措置によりまして法令遵守を徹底していくという

のは当然のことです。

五つ目に、今回の改正による環境等への影響あるいは地域住民とのコミュニケーションについてのお尋ねがございました。

今回の建築基準法の改正においては、容積率の制度あるいは高さ制限等の数値の選択肢を拡充いたしますけれども、これは、具体的な数値は都市計画あるいは条例その他の手続によりまして地域

でござります。

また、今回の、許認可を得ずて容積率制限やあるいは斜線制限を迅速に緩和する制度を創設いたしましたけれども、これは、環境への影響について問題の生じない範囲内で基準を定めて適用するものでございます。したがって、基準に適合していれば建築確認の手続で建築することは可能ですが、それでも、今回の改正によりまして市街地の環境に大きな影響を与えるものではないと考えております。

また、今回、都市計画の提案制度を創設するとともに、地区的計画制度を整理合理化して分かりやすく、そして使いやすい制度とすることによりまして、必要な場合には地域の特性を踏まえため細かな規制を行うことにより良好な環境が確保されるものと考えております。

六番目に、容積率や高さ制限の緩和と都市の防災性についてのお尋ねがございました。

容積率の数値の選択は、道路等の基準施設の整備状況とかあるいは土地利用の状況等を踏まえつつ都市全体の防災性を考慮しなければ、都市計画の手続によってこれらも定められております。

また、高層建築物につきましては、耐震性あるいは火災時の避難の安全性に配慮した建築基準を適用し、防災機能の確保を図っております。したがって、今回の改正によって都市の防災機能への低下を招くことのないものと考えております。

今後とも、道路それから公園等の整備によりまして、避難地あるいは避難路の確保、建築物の不燃化等を図り、都市の防災の向上に努めてまいりたいと考えております。

七つ目には、ハートビル法の対象者に対するお尋ねがございました。

ハートビル法は、改正法第一条におきまして、

高齢者、身体障害者のみならず、その他の日常生活、社会生活に身体機能上の制約を受ける者も対象としておりますので、そういう意味では、妊娠されている方とか、あるいはがんのほか、身体機能上の制約を受けている知的障害者、精神障害者の方も対象といたします。

このようないハートビル法の対象の考え方について、今後、周知徹底を努めてまいりたいと考えております。

最後の御質問でございましたけれども、ハートビル法の基準へのユニバーサルデザインの反映についてお尋ねがございました。

これは、高齢者、身体障害者のみならず、乳児や外国人等を含めたすべて人が使いやすい設計を行うことが一般にユニバーサルデザインと言われているのはおっしゃったとおりでございました。

本改正法案の利用円滑化基準では、ユニバーサルデザインのうちの段差の解消、エレベーターの設置等、高齢者、身体障害者が建築物を円滑に利用するための措置を定める予定でござります。

また、乳児用ベビーシートの設置とか子供や外国人等にも分かりやすい案内表示の設置、利用円滑化基準を含めたユニバーサルデザインにつきましては、その考え方あるいは具体的な対応例を紹介した設計ガイドラインを策定しまして、広く設計者等に周知徹底することにいたしております。

以上がお答えとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂口力君) 様議員にお答えをさせたいただきたいと思います。一問いただきました。

シックハウス症候群についてのまずお尋ねでございますが、いわゆるシックハウス症候群につきましては、人によりまして、頭痛でありますと

まえまして、厚生労働省におきましては、その病

態把握でありますとか原因の究明を含めまして、様々な角度から現在研究を進めているところでございます。

これらの研究の下に、普及啓発の推進でありますとか相談体制の整備でありますとか、建築材等から発生します化学物質の室内濃度の指針値の策定でありますとか、あるいはまたシックハウス症候群にかかわります診療施設の整備等を併せて推進しているところでございます。

平成十二年の補正におきましては国立相模原病院に診察室を設けました、今年の予算におきましても、労災病院におきましてそうした診察室で強化についてお尋ねがございました。

ありますが、特別な対策を講じておこなっているところでございます。

もう一点、シックハウス対策に対します規制の強化についてお尋ねがございました。

建築物におきます建材でありますとか内装材などから発生します化学物質による健康影響を低減させることは、これはもう申すまでもなく重要な課題であるというふうに考えております。

御審議をいただいております建築基準法改正案におきましては、化学物質の発散による衛生上の障害がないように、建築材料等が技術的基準に適合することを義務付けるものと承知をいたしてお合します。

しまして、化学物質の発散による健康影響を低減をさせる上で適切な対策であるというふうに思つ

いたしました。このシックハウス対

策につきまして、今後とも研究を急ぎまして、そ

して対策を進めるために、関係省庁との連携も図りながら、総合的な対策のリーダーシップを發揮していきたいと考えているところでございます。

このシックハウス症候群は、人によります感受性の差も非常に大きいものでございますから、これららの問題も含めましてどのようにしていくかといつたことも併せまして、研究を急ぎたいというふうに思つておこなっています。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

大することなどについて定めるものであります。

次に、モントリオール議定書の一九九九年改正是、同様の観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等について定めるものであります。

最後に、残留性有機汚染物質に関するストック

ホルム条約は、ダイオキシン、PCB等、残留性

有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、これらの物質の製造、使用の規制等について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、オゾン層破壊物質の削減状況、ライセンス制

度導入による規制物質の不正な輸出入防止、ダイ

オキシン発生源である小規模焼却炉対策、在日米

軍基地に保管されたPCBの処理等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

度導入による規制物質の不正な輸出入防止、ダイ

オキシン発生源である小規模焼却炉対策、在日米

軍基地に保管されたPCBの処理等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

に決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

一百一十三  
○反対

一百一十三  
○

投票終了

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

投票総数

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国の中のうち採択されたものの受諾について承認を求める件外二件 障害者等に係る

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

五

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号 議長の報告事項

六

行政監視委員 辞任	大塚 耕平君 ジン・マルティ君	補欠	同日本院は、人事官に佐藤社郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
議院運営委員 辞任	柳田 稔君 郡司 彰君 ジン・マルティ君	補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会 理事 郡司 彰君 (郡司彰君の補欠)	同日内閣から次の議案が提出された。	同日内閣から次の議案が提出された。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に土田彦君及び福間年勝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
文教科学委員 辞任	大仁田 厚君 辻 泰弘君 神本美恵子君 辻 泰弘君 神本美恵子君	補欠	同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に春英武史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
厚生労働委員 辞任	岸 宏一君 辻 泰弘君 大仁田 厚君 岩本 司君	補欠	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員 予算委員 辞任	農林水産委員会に付託	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に土田彦君及び福間年勝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)	文教科学委員会に付託	消防法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
更生保護事業法等の一部を改正する法律案 特許法等の一部を改正する法律案 弁理士法の一部を改正する法律案	法務委員会に付託	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日次の本院提出案を衆議院に送付した。	著作権法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)	同日衆議院から提出案を衆議院に送付した。	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案	漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日内閣から次の答弁書を受領した。	漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)	更生保護事業法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
参議院議員神本美恵子君提出独占禁止法に定める事業者の範囲に対する質問に対する答弁書 (第六号)	遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)	農林水産委員会に付託	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案(閣法第八一号)	環境委員会に付託	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染に関する質問(第一七号)(答弁することができない期限 四月二十二日)	農林水産委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)	日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
理事 緒方 靖夫君 (緒方靖夫君の補欠)	経済産業委員会に付託	財政金融委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日調査会において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	文教科学委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	厚生労働委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
理事 緒方 靖夫君 (緒方靖夫君の補欠)	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	農林水産委員 予算委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	大仁田 厚君 辻 泰弘君 神本美恵子君 辻 泰弘君 神本美恵子君	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
参議院議員高野博師君提出過剰水源開発問題に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第一九号)	農林水産委員会に付託	大仁田 厚君 小川 勝也君 岩本 司君	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	過剰水源開発問題に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第一九号)	厚生労働委員 予算委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
過剰水源開発問題に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第一九号)	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	農林水産委員 予算委員 辞任	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	大仁田 厚君 辻 泰弘君 岩本 司君	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。
谷林 正昭君	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	大仁田 厚君 小川 勝也君 山本 香苗君	同日本院は、衆議院から提出された法律案(山井和則君外三名提出)(衆第一一号)を許可し、その補欠を指名した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

## 文教科学委員会

(理事 林 紀子君 (林紀子君の補欠))

同日議員から次の議案が提出された。  
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案(櫻井充君外六名発議) (参考第一一號)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(櫻井充君外六名発議) (参考第一二號)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
土壤汚染対策法案(閣法第一七号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。  
商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案(第百五十三回国会、玄葉光一郎君外二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。  
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国第九回国会において採択されたもの)の受諾について承認を求める

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(閣法第一八号)審査報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国第九回国会において採択されたもの)の受諾について承認を求める

## 審査報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国第九回国会において採択されたもの)の受諾について承認を求めるの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月九日

外交防衛委員長 武見 敬三

参議院議長 井上 裕殿

要領書

## 一、委員会の決定の理由

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、オゾン層を破壊する

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)審査報告書

障害者等に係る格差事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律案(閣法第五五号)審査報告書

鉄道事業法等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書

要があり、これに日時を要するため、明示する必要がある。これに日時を要するため、明示する必要がある。

## 一、費用

別に費用を要しない。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国第九回国会において採択されたもの)

八

の締約国でない国に対し附属書Eに掲げる規制物質を輸出することを禁止するものとする。

C 第四条5から7まで  
議定書第四条5から7までの規定中「並びに附属書CのグループIIに属する規制物質」を、「附属書CのグループIIに属する規制物質並びに附属書Eに掲げる規制物質」に改める。

D 第四条8  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

E 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条の次に次の一条を加える。

F 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

G 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

H 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条の次に次の一条を加える。

I 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

J 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

K 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

L 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

M 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

N 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

O 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

P 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

Q 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

R 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

S 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

T 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

U 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

V 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

W 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

X 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

Y 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

Z 第四条のA 締約国との貿易の規制  
議定書第四条8中「第二条のG」を「第二条のG、第二条のH」に改める。

A、附属書B、附屬書C及び附属書Eに掲げる規制物質であつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。

2 1の規定にかかわらず、第五条1の規定の適用を受ける締約国であつて、自國が附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質の輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する状況ないと認めるものは、附屬書Cに掲げる規制物質につき二千五百一月一日まで及び附属書Eに掲げる規制物質につき二千二年一月一日まで措置の実施を遅らせることができる。

3 締約国は、ライセンスの制度を自國に導入した日から三箇月以内に、当該制度を設けたこと及びその運用に關し事務局に報告する。

4 事務局は、ライセンスの制度に関し事務局に報告した締約国に定期的に作成し、すべての締約国に配布する。また、事務局は、履行委員会が検討を行い、締約国に対する適切な勧告を行うため、この情報を同委員会に送付する。

第一条 千九百九十二年の改正との關係  
いづれの国又は地域的な經濟統合のための機関も、千九百九十二年十一月二十五日にコペンハーゲンにおける締約国第四回会合において採択された改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くほか、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第三条 効力発生  
1 この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な經濟統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として、千九百九十九年一月十日

A、附属書B、附屬書C及び附属書Eに掲げる規制物質であつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。

2 1の規定にかかわらず、第五条1の規定の適用を受ける締約国であつて、自國が附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質の輸入及び

月一日に効力を生ずる。同日までに當該条件が満たされなかつた場合には、この改正は、當該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な經濟統合のための機関によって寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えではない。

3 1の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

平成十四年二月二十八日

内閣總理大臣 小泉純一郎

右

国会に提出する。

一、費用  
別に費用を要しない。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求める件

平成十四年四月九日

外交部衛委員長 武見 敬二  
參議院議長 井上 裕殿

審査報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月九日

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

D 第二条のI

議定書第二条のHの次に次の二条を加える。

E 第三条のI

議定書第二条のHの次に次の二条を加える。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

A 第二条5  
B 第二条8(a)及び11

議定書第一條5中「第一條のE」を「第一條のF」に改める。

C 第二条のF8  
議定書第一條8(a)及び11中「第一條のH」を「第一條のI」に改める。

F 第四条1の五及び1の六  
議定書第一條1の四の次に1の五及び1の六と  
して次のように加える。

G 第二条のF7  
議定書第一條のF7の次に8として次のように加える。

議定書第一條のF7の次に8として次のように改める。

H 第二条のF8  
議定書第一條のF8の次に9として次のように改める。

I 第二条のF9  
議定書第一條のF9の次に10として次のように改める。

J 第二条のF10  
議定書第一條のF10の次に11として次のように改める。

K 第二条のF11  
議定書第一條のF11の次に12として次のように改める。

L 第二条のF12  
議定書第一條のF12の次に13として次のように改める。

M 第二条のF13  
議定書第一條のF13の次に14として次のように改める。

N 第二条のF14  
議定書第一條のF14の次に15として次のように改める。

O 第二条のF15  
議定書第一條のF15の次に16として次のように改める。

P 第二条のF16  
議定書第一條のF16の次に17として次のように改める。

Q 第二条のF17  
議定書第一條のF17の次に18として次のように改める。

R 第二条のF18  
議定書第一條のF18の次に19として次のように改める。

S 第二条のF19  
議定書第一條のF19の次に20として次のように改める。

T 第二条のF20  
議定書第一條のF20の次に21として次のように改める。

U 第二条のF21  
議定書第一條のF21の次に22として次のように改める。

V 第二条のF22  
議定書第一條のF22の次に23として次のように改める。

W 第二条のF23  
議定書第一條のF23の次に24として次のように改める。

X 第二条のF24  
議定書第一條のF24の次に25として次のように改める。

Y 第二条のF25  
議定書第一條のF25の次に26として次のように改める。

Z 第二条のF26  
議定書第一條のF26の次に27として次のように改める。

AA 第二条のF27  
議定書第一條のF27の次に28として次のように改める。

BB 第二条のF28  
議定書第一條のF28の次に29として次のように改める。

CC 第二条のF29  
議定書第一條のF29の次に30として次のように改める。

DD 第二条のF30  
議定書第一條のF30の次に31として次のように改める。

EE 第二条のF31  
議定書第一條のF31の次に32として次のように改める。

FF 第二条のF32  
議定書第一條のF32の次に33として次のように改める。

GG 第二条のF33  
議定書第一條のF33の次に34として次のように改める。

HH 第二条のF34  
議定書第一條のF34の次に35として次のように改める。

II 第二条のF35  
議定書第一條のF35の次に36として次のように改める。

JJ 第二条のF36  
議定書第一條のF36の次に37として次のように改める。

KK 第二条のF37  
議定書第一條のF37の次に38として次のように改める。

LL 第二条のF38  
議定書第一條のF38の次に39として次のように改める。

MM 第二条のF39  
議定書第一條のF39の次に40として次のように改める。

NN 第二条のF40  
議定書第一條のF40の次に41として次のように改める。

OO 第二条のF41  
議定書第一條のF41の次に42として次のように改める。

PP 第二条のF42  
議定書第一條のF42の次に43として次のように改める。

QQ 第二条のF43  
議定書第一條のF43の次に44として次のように改める。

RR 第二条のF44  
議定書第一條のF44の次に45として次のように改める。

SS 第二条のF45  
議定書第一條のF45の次に46として次のように改める。

TT 第二条のF46  
議定書第一條のF46の次に47として次のように改める。

UU 第二条のF47  
議定書第一條のF47の次に48として次のように改める。

VV 第二条のF48  
議定書第一條のF48の次に49として次のように改める。

WW 第二条のF49  
議定書第一條のF49の次に50として次のように改める。

XX 第二条のF50  
議定書第一條のF50の次に51として次のように改める。

YY 第二条のF51  
議定書第一條のF51の次に52として次のように改める。

ZZ 第二条のF52  
議定書第一條のF52の次に53として次のように改める。

AA 第二条のF53  
議定書第一條のF53の次に54として次のように改める。

BB 第二条のF54  
議定書第一條のF54の次に55として次のように改める。

CC 第二条のF55  
議定書第一條のF55の次に56として次のように改める。

DD 第二条のF56  
議定書第一條のF56の次に57として次のように改める。

EE 第二条のF57  
議定書第一條のF57の次に58として次のように改める。

FF 第二条のF58  
議定書第一條のF58の次に59として次のように改める。

GG 第二条のF59  
議定書第一條のF59の次に60として次のように改める。

HH 第二条のF60  
議定書第一條のF60の次に61として次のように改める。

II 第二条のF61  
議定書第一條のF61の次に62として次のように改める。

JJ 第二条のF62  
議定書第一條のF62の次に63として次のように改める。

KK 第二条のF63  
議定書第一條のF63の次に64として次のように改める。

LL 第二条のF64  
議定書第一條のF64の次に65として次のように改める。

MM 第二条のF65  
議定書第一條のF65の次に66として次のように改める。

NN 第二条のF66  
議定書第一條のF66の次に67として次のように改める。

OO 第二条のF67  
議定書第一條のF67の次に68として次のように改める。

PP 第二条のF68  
議定書第一條のF68の次に69として次のように改める。

QQ 第二条のF69  
議定書第一條のF69の次に70として次のように改める。

RR 第二条のF70  
議定書第一條のF70の次に71として次のように改める。

SS 第二条のF71  
議定書第一條のF71の次に72として次のように改める。

TT 第二条のF72  
議定書第一條のF72の次に73として次のように改める。

UU 第二条のF73  
議定書第一條のF73の次に74として次のように改める。

VV 第二条のF74  
議定書第一條のF74の次に75として次のように改める。

WW 第二条のF75  
議定書第一條のF75の次に76として次のように改める。

XX 第二条のF76  
議定書第一條のF76の次に77として次のように改める。

YY 第二条のF77  
議定書第一條のF77の次に78として次のように改める。

ZZ 第二条のF78  
議定書第一條のF78の次に79として次のように改める。

AA 第二条のF79  
議定書第一條のF79の次に80として次のように改める。

BB 第二条のF80  
議定書第一條のF80の次に81として次のように改める。

CC 第二条のF81  
議定書第一條のF81の次に82として次のように改める。

DD 第二条のF82  
議定書第一條のF82の次に83として次のように改める。

EE 第二条のF83  
議定書第一條のF83の次に84として次のように改める。

FF 第二条のF84  
議定書第一條のF84の次に85として次のように改める。

GG 第二条のF85  
議定書第一條のF85の次に86として次のように改める。

HH 第二条のF86  
議定書第一條のF86の次に87として次のように改める。

II 第二条のF87  
議定書第一條のF87の次に88として次のように改める。

JJ 第二条のF88  
議定書第一條のF88の次に89として次のように改める。

KK 第二条のF89  
議定書第一條のF89の次に90として次のように改める。

LL 第二条のF90  
議定書第一條のF90の次に91として次のように改める。

MM 第二条のF91  
議定書第一條のF91の次に92として次のように改める。

NN 第二条のF92  
議定書第一條のF92の次に93として次のように改める。

OO 第二条のF93  
議定書第一條のF93の次に94として次のように改める。

PP 第二条のF94  
議定書第一條のF94の次に95として次のように改める。

QQ 第二条のF95  
議定書第一條のF95の次に96として次のように改める。

RR 第二条のF96  
議定書第一條のF96の次に97として次のように改める。

SS 第二条のF97  
議定書第一條のF97の次に98として次のように改める。

TT 第二条のF98  
議定書第一條のF98の次に99として次のように改める。

UU 第二条のF99  
議定書第一條のF99の次に100として次のように改める。

VV 第二条のF100  
議定書第一條のF100の次に101として次のように改める。

WW 第二条のF101  
議定書第一條のF101の次に102として次のように改める。

XX 第二条のF102  
議定書第一條のF102の次に103として次のように改める。

YY 第二条のF103  
議定書第一條のF103の次に104として次のように改める。

ZZ 第二条のF104  
議定書第一條のF104の次に105として次のように改める。

AA 第二条のF105  
議定書第一條のF105の次に106として次のように改める。

BB 第二条のF106  
議定書第一條のF106の次に107として次のように改める。

CC 第二条のF107  
議定書第一條のF107の次に108として次のように改める。

DD 第二条のF108  
議定書第一條のF108の次に109として次のように改める。

EE 第二条のF109  
議定書第一條のF109の次に110として次のように改める。

FF 第二条のF110  
議定書第一條のF110の次に111として次のように改める。

GG 第二条のF111  
議定書第一條のF111の次に112として次のように改める。

HH 第二条のF112  
議定書第一條のF112の次に113として次のように改める。

II 第二条のF113  
議定書第一條のF113の次に114として次のように改める。

JJ 第二条のF114  
議定書第一條のF114の次に115として次のように改める。

KK 第二条のF115  
議定書第一條のF115の次に116として次のように改める。

LL 第二条のF116  
議定書第一條のF116の次に117として次のように改める。

MM 第二条のF117  
議定書第一條のF117の次に118として次のように改める。

NN 第二条のF118  
議定書第一條のF118の次に119として次のように改める。

OO 第二条のF119  
議定書第一條のF119の次に120として次のように改める。

PP 第二条のF120  
議定書第一條のF120の次に121として次のように改める。

QQ 第二条のF121  
議定書第一條のF121の次に122として次のように改める。

RR 第二条のF122  
議定書第一條のF122の次に123として次のように改める。

SS 第二条のF123  
議定書第一條のF123の次に124として次のように改める。

TT 第二条のF124  
議定書第一條のF124の次に125として次のように改める。

UU 第二条のF125  
議定書第一條のF125の次に126として次のように改める。

VV 第二条のF126  
議定書第一條のF126の次に127として次のように改める。

WW 第二条のF127  
議定書第一條のF127の次に128として次のように改める。

XX 第二条のF128  
議定書第一條のF128の次に129として次のように改める。

YY 第二条のF129  
議定書第一條のF129の次に130として次のように改める。

ZZ 第二条のF130  
議定書第一條のF130の次に131として次のように改める。

AA 第二条のF131  
議定書第一條のF131の次に132として次のように改める。

BB 第二条のF132  
議定書第一條のF132の次に133として次のように改める。

CC 第二条のF133  
議定書第一條のF133の次に134として次のように改める。

DD 第二条のF134  
議定書第一條のF134の次に135として次のように改める。

EE 第二条のF135  
議定書第一條のF135の次に136として次のように改める。

FF 第二条のF136  
議定書第一條のF136の次に137として次のように改める。

GG 第二条のF137  
議定書第一條のF137の次に138として次のように改める。

HH 第二条のF138  
議定書第一條のF138の次に139として次のように改める。

II 第二条のF139  
議定書第一條のF139の次に140として次のように改める。

JJ 第二条のF140  
議定書第一條のF140の次に141として次のように改める。

KK 第二条のF141  
議定書第一條のF141の次に142として次のように改める。

LL 第二条のF142  
議定書第一條のF142の次に143として次のように改める。

議定書の締約国でない国から附属書CのグループIに属する規制物質を輸入することを禁止するものとする。

1の六 締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書CのグループIIIに属する規制物質を輸入することをこの1の六の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

G 第四条2の五及び2の六  
議定書第四条2の四の次に2の五及び2の六として次のように加える。

2の五 締約国は、二千四年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し附属書CのグループIに属する規制物質を輸出することを禁止するものとする。

2の六 締約国は、この議定書の締約国でない国に対し附属書CのグループIIIに属する規制物質を輸出することをこの2の六の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

H 第四条5から7まで  
議定書第四条5から7までの規定中「附属書A及び附属書Bに掲げる規制物質、附属書CのグループIIに属する規制物質並びに附属書Eに掲げる規制物質」を「附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質」に改める。

I 第四条8  
議定書第四条8中「第一条から第一条のEまで、第二条のG、第二条のH」を「第一条から第二条のIまで」に改める。

J 第五条4  
議定書第五条4中「第一条のH」を「第一条のI」に改める。

K 第五条5及び6  
議定書第五条5及び6中「第一条のEまで」を「第一条のEまで及び第二条のI」に、「規制措置」

及び「規制措置並びに」に改める。

L 第五条8の三(a)  
議定書第五条8の三(a)に後段として次のように

加える。

二千十六年一月一日以降、1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のF8に規定する規制措置を遵守するものとし、当該規制措置を遵守するための基準として、一千十五年における生産量及び消費量の算定値の平均値を使用する。

M 第六条  
議定書第六条中「第一条のH」を「第一条のI」に改める。

N 第七条2  
議定書第七条2中「、附属書C及び」を「に掲げる規制物質、附属書CのグループI及びグループIIに属する規制物質並びに」に、「当該規制物質」を「附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質」に、「及び附属書Cに掲げる」を「に掲げる規制物質並びに附属書CのグループI及びグループIIに属する」に改める。

O 第七条3  
議定書第七条3に中段として次のように加える。

P 第十条  
議定書第十一条1中「に定める規制措置及び」を「及び第一条のIに定める規制措置並びに」に改める。

グルーブIII CH<sub>2</sub>BrCl ブロモクロロメタン

一〇・一二

### 第一条 千九百九十七年の改正との関係

いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、千九百九十七年九月十七日にモントリオールにおける締約国第九回会合において採択された

改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くほか、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第三条 効力発生  
この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として、二千一年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第四条 平成十四年四月九日  
委員会の決定の理由  
この条約は、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等について定め、これらの物質から人の健康及び環境を保護することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結して早期効力を寄与することは、これらの物質の製造及び使用の規制等についての国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

第五条 費用  
この条約の実施のため、資金供与の義務について予算措置が必要となるが、具体的な予算措置については、この条約の効力発生後に開催される締約国会議の結果等を踏まえて譲ることになる。

第六条 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件  
右は国会に提出する。

第七条 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件  
右は内閣総理大臣 小泉純一郎

第八条 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約について承認を求めるの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第九条 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約について承認を求めるの件  
右は日本国憲法第七十三条第三号

ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

ム条約

この条約の締約国は、

残留性有機汚染物質が、毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、並びに大気、水及び移動性の種を介して国境を越えて移動し、放出生から遠く離れた場所にたい積して陸上生態系及び水界生態系に蓄積することを認識し、

残留性有機汚染物質への現地における曝露により、特に開発途上国において生ずる健康上の懸念、特に女性への及び女性を介した将来の世代への影響を認識し、

北極の生態系及び原住民の社会が残留性有機汚染物質の食物連鎖による蓄積のため特に危険にさらされており並びにその伝統的な食品の汚染が公衆衛生上の問題であることを確認し、

残留性有機汚染物質について世界的規模の行動をとる必要性を認識し、

残留性有機汚染物質の排出を削減し又は廃絶する手段を講することにより、人の健康及び環境を保護するための国際的行動を開始するとの国際連合環境計画理事会の千九百九十七年一月七日の決定十九—十三Cに留意し、

関連する環境に関する国際条約、特に、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(同条約第十一條の枠組みの中で作成された地域的な協定を含む。)の関連規定を想起し、また、環境及び開発に関するリオ宣言並びにジェンダーナーの関連規定を想起し、

予防がすべての締約国における関心の中核にあり及びこの条約に内包されることを認識し、

この条約と貿易及び環境の分野における他の国際協定とが相互に補完的であることを認識し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基

づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従って開発する主権的権利を有すること並びに自己の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保することを再確

認し、

開発途上国(特に後発開発途上国)及び移行経済

の事情及び特別な必要、特にこれらの国の化学

物質の管理に関する能力の強化(技術移転、資金援助及び技術援助の提供並びに締約国間の協力の促進を通ずるもの含む。)が必要であることを考

慮し、

千九百九十四年五月六日にバルバドスで採択さ

れた開発途上にある島嶼国<sup>1</sup>の持続可能な開発のための行動計画を十分に考慮し、

先進国及び開発途上国<sup>2</sup>の各国の能力並びに環境

及び開発に関するリオ宣言の原則<sup>7</sup>に規定する共

通に有しているが差異のある責任に留意し、

残留性有機汚染物質の排出の削減又は廃絶を達成する上で、民間部門及び非政府機関が果たし得る重要な貢献について認識し、

残留性有機汚染物質の製造者が、その製品による悪影響を軽減し並びにこのような化学物質の有害な性質についての情報を使用者、政府及び公衆に提供する責任を負うことの重要性を強調し、

残留性有機汚染物質がそのライフサイクルのすべての段階において引き起こす悪影響を防止するための措置をとる必要性を認識し、

国<sup>3</sup>の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるという取組方法を考慮し、

公共の利益に十分に留意して、並びに国際的な貿易及び投資を垂めることなく、環境に関する費用の内部化及び経済的な手段の利用の促進に努めるべきであると規定する環境及び開発に関するリオ宣言の原則<sup>16</sup>を再確認し、

駆除剤及び工業用化学物質を規制し及び評価する制度を有しない締約国がこのような制度を定めることを奨励し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基

環境上適正な代替となる工程及び化学物質を開発し及び利用することの重要性を認識し、

人の健康及び環境を残留性有機汚染物質の有害な影響から保護することを決意して、

次のとおり協定した。

## 第一条 目的

この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則<sup>15</sup>に規定する予防的な取組方法に留意して、

残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

## 第二条 定義

この条約の適用上、

(a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(b) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その力が生じている國又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(c) 「出席しかつ投票する締約国」とは、出席し内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。

(d) 「加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。

(e) 「第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合」

(f) 「第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合」

(g) 「附屬書A又は附屬書Bの規定に基づきこのような化学物質の使用が許可される締約国に向ける場合」

(h) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(i) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(j) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(k) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(l) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(m) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(n) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(o) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(p) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(q) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(r) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(s) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(t) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(u) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(v) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(w) 「この条約の締約国でない国であって輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意団される使用を特定し、及び当該化学物質に関して輸入国が次のすべてのこととを約束することを記載する。

(b) 附屬書Bの規定に従い、同附屬書に掲げる化学物質の製造及び使用を制限すること。

2 締約国は、次のことを確保するための措置をとる。

(a) 附屬書A又は附屬書Bに掲げる化学物質を次の場合にのみ輸入すること。

(i) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(ii) 附屬書A又は附屬書Bの規定に基づき締約国について許可される使用又は目的の場合

(iii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(iv) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(v) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(vi) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(vii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(viii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(ix) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(x) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xi) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xiii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xiv) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xv) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xvi) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xvii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xviii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xix) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xx) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxi) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxiii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxiv) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxv) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxvi) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxvii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

(xxviii) 第六条1(d)に定める環境上適正な処分の場合

書、行政上又は政策上の指針等の適当な裏付けとなる文書も含む。当該輸出を行う締約国は、受領の時から六十日以内に当該証明書を事務局に送付する。

(c) 附属書Aに掲げる化学物質であつて、その製造及び使用について個別の適用除外がいかなる締約国についても効力を有しなくなったものが、第六条(d)に規定する環境上適正な処分の目的を除くほか、自國から輸出されないこと。

(d) この2の規定の適用上、「この条約の締約国でない国」には、個別の化学物質に関し、その化学物質についてこの条約に拘束されることに同意していない国又は地域的な経済統合のための機関を含む。

3 新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質を規制し及び評価する一又は二以上の制度を有する締約国は、附属書D-1の基準を考慮して、残留性有機汚染物質の特性を示す新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる。

4 駆除剤又は工業用化学物質を規制し及び評価する一又は二以上の制度を有する締約国は、現在流通している駆除剤又は工業用化学物質の評価を実施する際に、これらの制度において附属書D-1の基準を適当な場合には考慮する。

5 1及び2の規定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、実験室規模の研究のため又は参照の標準として使用される量の化学物質については適用しない。

6 附属書Aの規定に基づいて個別の適用除外を有しており又は附属書Bの規定に基づいて個別の適用除外若しくは認めるとのできる目的を有している締約国は、このような適用除外又は目的による製造又は使用が、人への曝露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われることを確保するための適当な措置をとる。適用が除外されている使用又は認める

ことのできる目的であつて通常の使用条件における環境への意図的な放出に關係するものについては、当該放出は、適用可能な基準及び指針を考慮して、必要な最小限にする。

第四条 個別の適用除外の登録

- 1 附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を有している締約国を特定するため、この条約により登録簿を作成する。この登録簿は、すべての締約国が行使するとのできる附属書A又は附属書Bの規定を利用する締約国を特定するものではない。この登録簿は、事務局が保管するものとし、公衆に利用可能にされる。

2 登録簿には、次のものを含む。
 

- (a) 附属書A及び附属書Bに基づいて作成された個別の適用除外の種類の表
- (b) 附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を有している締約国の表
- (c) 登録された個別の適用除外が効力を失う日の表

3 いかなる国も、締約国となるに際し、事務局に対する書面による通告を行うことにより、一又は二以上の種類の附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を登録することができる。

4 個別の適用除外についてのすべての登録は、締約国が登録簿に一層早い期限を示し又は7の規定に基づいて延長が認められる場合を除くほか、個別の化学物質に関するこの条約の効力発生の日の後五年で効力を失う。

5 締約国会議は、その第一回会合において、登録簿への登録に關しその検討の手続について決定する。

6 登録簿への登録の検討に先立つて、関係締約国は、その適用除外の登録を継続する必要性を正当化する報告を事務局に提出する。この報告は、事務局がすべての締約国に送付する。登録の検討については、すべての入手可能な情報に基づいて行う。その後、締約国会議は、関係締約国に対し適切と認める勧告を行うことができ

る。

7 締約国会議は、関係締約国の要請により、個別の適用除外が効力を失う日を最長五年の期間延期することを決定することができる。その決定を行うに当たり、締約国会議は、開発途上締約国及び移行経済締約国の特別な事情を十分に考慮する。

8 締約国は、事務局に対する書面による通告を行うことにより、個別の適用除外の登録簿からいつでも取り消すことができる。その取消しは、当該通告に指定する日に効力を生ずる。

9 個々の種類の個別の適用除外がいかなる締約国についても登録されなくなった場合には、これについて新たな登録を行うことができない。

第五条 意図的でない生成から生ずる放出削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書Cに掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標とする。

(a) 同附属書に掲げる化学物質の放出を特定し、特徴付けをし及びこれについて取り組み並びに(b)から(e)までの規定の実施を容易にするための行動計画又は適当な場合には地域的計画の実施を容易にするための代替の又は改良された原料、製品及び工程の開発を促進し、並びに適切と認める場合にはこのような原料、製品及び工程の利用を要求すること。

(b) 同附属書に掲げる化学物質の生成及び放出を防止するための代替の又は改良された原料、製品及び工程の開発を促進し、並びに適切と認める場合にはこのような原料、製品及び工程の利用を要求すること。

(c) 同附属書に掲げる化学物質の生成及び放出を削減し又は廃絶するための措置

(a) 同附属書に規定する発生源の種類を考慮した現在及び将来の放出の評価(発生源の目録及び放出量の見積りの作成及び維持を含む)。
 

- (i) 同附属書に規定する発生源の種類を考慮した現在及び将来の放出の評価(発生源の目録及び放出量の見積りの作成及び維持を含む)。
  - (ii) 当該放出の管理に関連する締約国の法令及び政策の有効性の評価

(iv) この(b)の義務を履行するための戦略であつて(i)及び(ii)の評価を考慮したもの。(iv) (iii)の戦略に関する教育及び研修並びに啓発を促進する措置

(v) この(b)の義務を履行するための戦略及びその成果についての五年ごとの検討。この検討については、第十五條の規定に従って提出される報告に含まれる。

(vi) (v)の報告に特定される戦略及び措置を含む行動計画の実施の計画

(vii) 現実的なかつ意義のある水準の放出の削減又は発生源の廃絶を速やかに達成することのできる利用可能かつ実行可能で実際的な措置の適用を促進すること。

(viii) 同附属書に定める防止措置及び放出の削減措置に関する一般的な手引並びに締約国会議の決定によって採択される指針を考慮して、同附属書に掲げる化学物質の生成及び放出を防止するための代替の又は改良された原料、製品及び工程の開発を促進し、並びに適切と認める場合にはこのような原料、製品及び工程の利用を要求すること。

(ix) 初期は、特に同附属書第二部に規定する発生源の種類に焦点を当てつつ、利用可能な最も技術の利用を促進し及び行動計画の実施の計画に従つて当該技術の利用を要求することを自国が行動計画の中で正当であると特定した発生源の種類に属する新規の発生源について、その促進及び要求を行うこと。同附属書第二部に掲げる種類に属する新規の発生源について利用可能な最も技術の利用を要求することは、いかなる場合にも、できる限り速やかに、ただし、この条約が自国について利用可能な最も技術の利用を要求することは、いかなる場合にも、できる限り効力を生じた後四年以内に実施に移される。

締約国は、特定された種類に関し、環境のための最良の慣行の利用を促進する。利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行を適用する場合には、締約国は、同附属書に定めた行動計画又は適切な措置を実施する。この行動計画又は適切な措置は、適切な措置を実施するための最良の技術及び環境のための最良の慣行を適用する場合には、締約国は、同附属書に定めた行動計画又は適切な措置を実施するための最良の技術及び環境のための最良の慣行を適用する。

める防止措置及び放出の削減措置に関する一般的な手引並びに締約国会議の決定によって採択される利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する指針を考慮すべきである。

(e) 行動計画に従い、次のものについて利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を促進すること。

(i) 既存の発生源については、同附属書第二部に規定する発生源の種類及び同附属書第三部に規定するような発生源の種類に属するもの

(ii) 新規の発生源については、締約国が(d)の規定に従って対処しなかった同附属書第三部に規定するような発生源の種類に属するもの

(f) 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行を適用する場合には、締約国は、同附属書に定める防止措置及び放出の削減措置に関する一般的な手引並びに締約国会議の決定によって採択される利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する指針を考慮すべきである。

(g) 放出の限度値又は実施基準は、締約国がこの条約の対象になる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

b. 発生源が附属書Cの改正によってのみこの条約の対象になる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

(h) 「新規の発生源」とは、次の期日の少なくとも一年後に建設及び実質的な改修が開始される発生源をいう。

a. この条約が関係締約国について効力を生ずる日

(i) 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

その運営の方法の発展において最も効果的で進歩した段階の技術であつて、個別の技術が、同附属書第一部に掲げる化学物質の放出及びその環境に対する影響を全般的に防止し並びにこれが実行可能でない場合に防止し並びにこれが実行可能でない場合は一般的に削減することを目的とした放出が制限の主要な基礎となることが現実的であるかないかを示すものをいう。これに関し、「技術」には、使用される技術並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され及び廃止される方法の双方を含む。

(ii) 「技術」には、使用される技術並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され及び廃止される方法の双方を含む。

(iii) 「利用可能な技術」とは、費用及び利点を

(ii) 流通している製品及び物品並びに廃棄物であつて、附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染されたもの

(b) に規定する戦略に基づき、実行可能な範囲において、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫を特定すること。

(c) 適当な場合には、在庫を安全で効率的かつ環境上適正な方法で管理すること。附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質の在庫については、附属書Aに規定するいずれの個別の適用除外に基づいても、又は附属書Bに規定するいずれの個別の適用除外若しくは認めるとのできる目的に基づいても使用されることがなくなった後には、廃棄物とみなすものとし、(d)の規定に従つて管理する。ただし、第三条2の規定に従つて輸出が認められる在庫を除く。

(d) 廃棄物(廃棄物となつた製品及び物品を含む)が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。

(i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。

(ii) 國際的な規則、基準及び指針(2)の規定に従つて作成されるものを含む。)並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染された廃棄物(廃棄物となつた製品及び物品を含む)が、人の健康及び環境を保護する方法で管理されることを確保するため、次のことを行う。

(a) 次の物を特定するための適当な戦略を作成すること。

(iii) 残留性有機汚染物質の回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結ぶつくような処分作業の下に置かれる」とが許可されないこと。

(iv) 関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮することなく国境を越えて輸送されないこと。

(v) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せでに高い水準で達成するに当たり最も効果的であることをいう。

(vi) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に適用したものとある。

(c) 適当な場合には、在庫を安全で効率的かつ環境上適正な方法で管理すること。附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質の在庫については、附属書Aに規定するいずれの個別の適用除外に基づいても、又は附属書Bに規定するいずれの個別の適用除外若しくは認めるとのできる目的に基づいても使用されることがなくなった後には、廃棄物とみなすものとし、(d)の規定に従つて管理する。ただし、第三条2の規定に従つて輸出が認められる在庫を除く。

(d) 廃棄物(廃棄物となつた製品及び物品を含む)が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。

(i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。

(ii) 國際的な規則、基準及び指針(2)の規定に従つて作成されるものを含む。)並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

(a) 附屬書A若しくは附屬書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫

(b) この条約が自國について効力を生ずる日から二年以内に、自國の実施計画を締約国会議に送付すること。

(c) 実施計画を定期的に締約国会議の決定により定められる方法で検討し、及び適当な場合には更新すること。

2 締約国は、実施計画の作成、実施及び更新を容易にするため、適当な場合には、直接に、又是世界的、地域的及び小地域的な機関を通じて

協力し、並びに国内の利害関係者(女性の団体及び児童の健康に關係する団体を含む。)と協議する。

3 締約国は、適当な場合には、残留性有機汚染物質に関する国内の実施計画を持続可能な開発の戦略に統合する手段を利用し及び必要なときはこれを確立するよう努める。

#### 第八条 附屬書A、附屬書B及び附屬書

##### Cへの化学物質の掲載

1 締約国は、附屬書A、附屬書B又は附屬書Cに化学物質を掲げるため、提案を事務局に提出することができる。この提案には、附屬書Dに定める情報を記載する。提案の作成に当たり、締約国は、他の締約国又は事務局から支援を受けることができる。

2 事務局は、1の提案に附屬書Dに定める情報が記載されているかどうかを確認する。当該提案に当該情報が記載されていると事務局が認められる場合には、当該提案は、残留性有機汚染物質検討委員会に送付される。

3 残留性有機汚染物質検討委員会は、提供されたすべての情報を統合されかた均衡のとれた方法で考慮して、2の提案を審査し、及び弾力的なかつ透明性のある方法で附屬書Dに定める選別の中の基準を適用する。

4 残留性有機汚染物質検討委員会は、次のことを行つ。

(a) 選別のための基準が満たされていると認めることを決定する場合には、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し、提案及び同委員会の評価を利用することができるようになり、並びに附屬書Eに定める情報を提出するよう求めること。

(b) 選別のための基準が満たされていると認めないと決定する場合には、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに通報し、並びにすべての締約国に対し提案及び同委員会の評価を利用することができるようにして、同委員会の評価を利用することができるようになる。

するとともに、当該提案を却下すること。

5 いかなる締約国も、4の規定に従つて残留性有機汚染物質検討委員会が却下した提案を再提出することができる。再提出に当たっては、締約国の懸念及び同委員会が追加的な検討を行うことの正当性を記載することができる。この手続の後に同委員会が当該提案を再び却下した場合には、締約国は、同委員会の決定に異議を申し立てることができるものとし、締約国会議は、次の会期においてこの問題を検討する。

6 締約国は、附屬書Dの選別のための基準に基づき、同委員会の評価及び締約国又はオブザーバーが提供する追加の情報を考慮して、当該提案を先に進めるべきであると決定することができる。

7 残留性有機汚染物質検討委員会が選別のための基準が満たされていると決定した場合又は締約国会議が提案を先に進めるべきであると決定した場合には、同委員会は、受領した関連する追加の情報を考慮して、当該提案を更に検討するものとし、附屬書Eの規定に従つて危険性の概要についての案を準備する。同委員会は、すべての締約国及びオブザーバーに対しその危険性の概要についての案を事務局を通じて利用可能にし、締約国及びオブザーバーから技術的な意見を収集し、並びにこれらの意見を考慮して危険性の概要を完成させる。

8 残留性有機汚染物質検討委員会が当該提案を再び却下しない場合には、締約国は、同委員会の決定に異議を申し立てることができるものとし、締約国会議は、次回の会期においてこの問題を検討する。

9 残留性有機汚染物質検討委員会は、化学物質が長距離にわたる自然の作用による移動の結果、世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあると決定する場合には、提案が先に進められること。科学的な確実性が十分にないことをもって、提案を先に進めることが妨げてはならない。同委員会は、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに通報することを含め、同委員会の勧告を十分に考慮して、

バーに対し附屬書Fに定める検討に関連する情報を求める。同委員会は、その後、同附属書の規定に基づく化学物質の可能な規制措置についての分析を含む危険の管理に係る評価を準備する。

(b) 残留性有機汚染物質検討委員会が提案を先に進めるべきでないと決定する場合には、同委員会が、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し危険性の概要を利用することができるようになり、並びに当該提案を却下すること。

10 締約国は、7(b)の規定に従い却下された提案について、提案した締約国及び他の締約国から一年を超えない期間内に追加の情報を求めるよ

う残留性有機汚染物質検討委員会に指示することを検討するよう締約国会議に要請することができる。同委員会は、当該期間の後、受領した情報に基づき、6の規定及び締約国会議が決定した優先度に従つて当該提案を再検討する。

11 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

12 締約国は、1及び2に規定する情報の交換のため、国内の連絡先を指定する。

13 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

14 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

15 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

16 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

17 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

18 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

19 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

20 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

21 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

22 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

23 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

24 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

25 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

26 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

27 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

28 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

29 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

30 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

31 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

32 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

33 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

34 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

当該化学物質を附屬書A、附屬書B又は附屬書Cの表に掲げ及び関連する規制措置を特定するかどうかにつき予防的な態様で決定する。

第九条 情報の交換

1 締約国は、次のものに関連する情報の交換を円滑にし又は実施する。

(a) 残留性有機汚染物質の製造、使用及び放出についての分析を含む危険の管理に係る評価を準備する。

(b) 残留性有機汚染物質の代替品(当該物質に係る危険性並びに経済的及び社会的損失に関する情報を含む)。

1 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

(a) 残留性有機汚染物質の製造、使用及び放出についての分析を含む危険の管理に係る評価を準備する。

(b) 残留性有機汚染物質の代替品(当該物質に係る危険性並びに経済的及び社会的損失に関する情報を含む)。

(d) 殮留性有機汚染物質並びにその健康及び環境に対する影響に対処すること並びに適当な対応措置を策定することに公衆を参加させること。(この条約の実施に関し国内において意見を提供するための機会を与えることを含む)。
(e) 労働者、科学者、教育者並びに技術及び管理の分野における人材を訓練すること。
(f) 教育及び啓発のための資料を国内において及び国際的に作成し及び交換すること。
(g) 教育訓練事業の計画を国内において及び国際的に作成し及び実施すること。
2 締約国は、その能力の範囲内で、1に規定する公衆のための情報を公衆が利用し及び当該情報最も新のものにする 것을 확보하는。
3 締約国は、その能力の範囲内で、国内において、並びに適当な場合には小地域的、地域的及び世界的規模において、産業界の及び専門的な使用者に対し1に規定する情報の提供を促進して、並びにその能力の範囲内で、1に規定する公衆のための情報を公衆が利用し及び当該情報最も新のものにする 것을 확보하는。
4 締約国は、残留性有機汚染物質及びその代替品に関する情報を提供するに当たり、安全性について、並びに他の通信手段を利用することができるものとし、国内において及び地域的規模において情報センターや研究開発センターを設立することができる。
5 締約国は、放出され又は処分される附屬書A、附屬書B又は附屬書Cに掲げる化学物質の年間推定量に関する情報の収集及び普及のため、汚染物質の排出及び移動についての登録等の制度を設けることに好意的な考慮を払う。

1 締約国は、その能力の範囲内で、国内において、及び国際的に、残留性有機汚染物質並びに適当な場合にはその代替品及び残留性有機汚染物質の候補となる物質に関する事項を含む適切な研究、開発、監視及び協力を奨励し又は実施する。
2 締約国は、1の規定に基づく措置をとるに当たり、その能力の範囲内で、次のことを行う。(a) 研究、資料の収集及び監視について企画し、実施し、評価し及び資金供与を行うことを目的とする国際的な計画、協力網及び機関について、努力の重複を最小限にする必要性を考慮して、適当な場合には、これらを支援し及び更に発展させること。(b) 科学的及び技術的研究に関する各國(特に開発途上国及び移行経済国)の能力を強化するため並びに資料及び分析について利用し及び交換することを促進するための国内における開発途上國及び移行経済國の能力を支援すること。
3 1及び2の規定に関し、先進締約国及び他の締約国がその能力に応じて提供する技術援助については、適当な場合には、相互通じて、この条約に基づく義務の履行に関する能力形成のための技術援助を含む。締約国会議は、これについて追加的な手引を作成する。
4 締約国は、適当な場合には、この条約の実施に関連し、開発途上締約国及び移行経済締約国への技術援助を提供し及び技術移転を促進すること、並びに(a)及び(b)に規定する努力に参加するための開発途上国及び移行経済国との能力を改善することについて協力すること。
5 締約国は、残留性有機汚染物質が生殖に係る健康に与える影響を緩和することを目指して調査を行うこと。

6 第十三条 資金及び資金供与の制度
1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関し資金面において支援し及び奨励することを約束する。
2 先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、資金供与を受ける締約国と6に定める制度に参加する組織との間で行われる合意に従い、新規のかつ技術援助を提供する他の組織を含むことがで
3 先進締約国並びに自国の能力、計画及び優先度に応じて他の締約国は、また、他の二国間、開発途上締約国及び移行経済締約国によるこの条約の実施を援助する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができます。締約国会議は、この条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金、技術援助及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存する。経済及び社会の持続可能な開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実は、人の健康及び環境の保護の必要性を検討した上で十分に考慮される。
4 開発途上締約国に於けるこの条約に基づく約束の実施の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金、技術援助及び技術移転に於ける約束の効果的な履行に依存する。経済及び社会の持続可能な開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるといふ事実は、人の健康及び環境の保護の必要性を検討した上で十分に考慮される。

5 締約国は、資金供与に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国等の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮する。
6 開発途上締約国及び移行経済締約国に対し、この条約の実施について援助するために、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度についてここに定めめる。当該制度は、この条約の目的のため、締約国会議の管理の下に及び適当な場合にはその指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度の運営は、締約国会議が決定するところにより、既存の国際的組織を含む一又は二以上の組織に委託される。当該制度には、また、多數国間、地域及び二国間の資金援助及び技術援助を提供する他の組織を含むことがで

きる。当該制度に対する拠出は、2の規定に反映されるように及びこれに従って、開発途上締約国及び移行経済締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われる。

7 締約国会議は、この条約の目的及び6の規定に従い、その第一回会合において、資金供与の制度の用に供されるべき適切な手引を採択するものとし、当該制度を実施するための取決めについて、当該資金供与の制度に参加する組織と合意する。この手引においては、特に次の事項を取り扱う。

(a) 政策、戦略及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格についての明確かつ詳細な基準及び指針、資金の利用を定期的に監視及び評価することにつける提出

(c) 二以上の資金源から資金供与を行うための取組方法、制度及び取決めの促進

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測しかつ特定し得るような方法で決定するための方法であって、残留性有機汚染物質の段階的な廃絶には持続並びにこの額の定期的な検討に関する要件

(e) 援助に关心を有する締約国との間の調整を容易にするため、利用可能な資源及び資金供与の形態に関する情報をニーズの評価とともにこれらとの締約国に対しても提供する方法

營を委託された制度的な組織の業務の有効性について検討する。締約国会議は、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適切な措置(締約国のニーズに対応する適當かつ持続可能な資金供与を確保する措置についての勧告及び手引によるものを含む。)をとる。

第十四条 資金供与に関する暫定的措置  
再編成される地球環境基金の設立のための文書に従って運営される同基金の制度的な組織は、この条約の効力発生の日から締約国会議の第一回会合までの間又は締約国会議が前条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間、暫定的に、同条に定める資金供与の制度の運営を委託される主要な組織となる。同基金の制度的な組織は、この分野についての新たな取決めが必要となる可能性を考慮して、残留性有機汚染物質に特別に関連した運営上の措置を通じてこのような任務を遂行すべきである。

#### 第十五条 報告

1 締約国は、この条約を実施するためにとった措置について及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果について締約国会議に報告する。

2 締約国は、事務局に次のものを提出する。

(a) 附属書A及び附属書Bに掲げる化学物質のそれぞれについての製造、輸入及び輸出の総量に関する統計上の数値又は当該数値についての妥当な推定値

(b) 実行可能な範囲において、(a)の化学物質のそれを輸入した国及び輸出した国の表

3 報告は、定期的に、締約国会議がその第一回会合において決定する形式により、行われる。

その第一回会合において、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる化学物質の存在並びに当該化学物質の地域的及び世界的規模の自然の作用による移動に関する比較可能な監視に基づく資料の提供を受けるための取決めを行うことを開始する。当該取決めは、  
(a) 締約国により、できる限り既存の監視の計画及び制度を利用して、かつ、取組方法の調和を促進しつつ、自國の技術的及び財政的な能力に応じて、適当な場合には地域的に実施されるべきである。

(b) 地域間の差異及び監視の活動を実施するための能力を考慮して、必要に応じ補足されるべきである。

(c) 締約国会議が定める間隔における地域的及び世界的な監視の活動の結果についての締約国会議への報告を含む。

3 1の評価は、次の事項を含む利用可能な科学、環境、技術及び経済に関する情報に基づいて実施される。

(a) 2の規定により提供される報告及び他の監視の情報

(b) 前条の規定により提出される各国の報告

(c) 次条の規定に従って定められる手続により提供される違反についての情報

6 紛争当事国が2の規定に従って同一の解決手段を受け入れている場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれららの紛争当事国が当該紛争を解決することができなかつた場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停委員会に付託される。同委員会は、勧告を付して報告を行う。同委員会に関する追加の手続については、締約国会議の第二回会合が終了する時までに、締約国会議が採択する附属書に含める。

#### 第十九条 締約国会議

1 締約国会議は、この条約の解釈又は適用に関するその他の平和的手段により解決する。

2 地域的な経済統合のための機関でない締約国に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催す

受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 締約国会議ができる限り速やかに採択する手続による仲裁で附属書に定めるもの

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託

は、2(a)に規定する期間による仲裁に関して同手続による仲裁で附属書に定めるもの

2又は3の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

4 2又は3の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

5 宣言の期間の満了、宣言の撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしてない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

6 紛争当事国が2の規定に従って同一の解決手段を受け入れている場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれららの紛争当事国が当該紛争を解決することができなかつた場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停委員会に付託される。同委員会は、勧告を付して報告を行う。

同委員会に関する追加の手続については、締約国会議の第二回会合が終了する時までに、締約国会議が採択する附属書に含める。

7 締約国会議は、この条約の解釈又は適用に関するその他の平和的手段により解決する。

8 地域的な経済統合のための機関でない締約国に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催す

る。

と認めるとき又はいすれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときを開催する。

4 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

5 締約国会議は、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとし、このため、次のことを行う。

(a) 6に定める要請に応じるほか、この条約の実施に必要と認める補助機関を設置すること。

(b) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体と協力すること。

(c) 第十五条の規定に基づいて締約国に入手可能なとなったすべての情報を定期的に検討すること(第三条2(b)項の規定の有効性についての検討を含む)。

(d) この条約の目的を達成するために必要な追加の措置を検討し及びること。

6 締約国会議は、その第一回会合において、残留有機汚染物質検討委員会といふ名称の補助機関であってこの条約により課された任務を遂行するものを設置する。これに関し、

(a) 同委員会の委員は、締約国会議が任命する。同委員会は、化学物質の評価又は管理における政府が指定する専門家により構成される。同委員会の委員は、衡平な地理的配分に基づいて任命される。

(b) 締約国会議は、同委員会の権限、組織及び運営について決定する。

(c) 同委員会は、コンセンサス方式により勧告を採択するためにあらゆる努力を払う。コン

センサスのためのあらゆる努力にもかかわらずコンセンサスに達しない場合には、勧告は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する委員の三分の二以上の多数による議決で採択する。

7 締約国会議は、その第二回会合において、第三条2(b)の手続を継続する必要性を評価する(その有効性についての検討を含む)。

8 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象とされている事項について認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない)であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席及び参加については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

## 第二十一条 条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国及び参考のため寄託者にも通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。

4 改正は、寄託者がすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

5 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6 同様に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国について効力を生じる場合は、この限

部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

7 追加の附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に限定される。

8 この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

(a) 追加の附属書は、前条1から3までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、追加の附属書を受諾することができる場合には、その旨を、寄託者が当該追加の附属書の採択について通報した日から一年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた追加の附属書を受諾しない旨の通告を撤回することができるものとし、この場合において、当該追加の附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 追加の附属書は、寄託者による当該追加の附属書の採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったすべての締約国について効力を生ずる。

9 附屬書A、附屬書B又は附屬書Cの改正の提案、採択及び効力発生については、この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。ただし、附屬書A、附屬書B又は附屬書Cの改正が第二十五条4の規定に従つてこれらの附属書の改正に関する宣言を行つた締約国について効力を生じない場合は、この限りでない。この場合には、当該改正は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を当該締約国が寄託者に寄託した日の後九十日の日に当該締約国について効力を生ずる。

10 附屬書D、附屬書E又は附屬書Fの改正の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

11 この条約の附属書は、この条約の不可分の一

(a) 改正は、前条1及び2に定める手続に従つて提案される。

(b) 締約国は、附属書D、附属書E又は附属書Fの改正についてコンセンサス方式により決定を行う。

(c) 附属書D、附属書E又は附属書Fの改正についての決定は、寄託者が直ちに締約国に通報する。当該改正は、当該決定において定める日にすべての締約国について効力を生ずる。

6 追加の附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連している場合には、当該追加の附属書又は附属書の改正は、この条約の当該改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

**第二十三条 投票権**

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自國の投票権を行使する場合には投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

**第二十四条 署名**

この条約は、二千一年五月二十四日から二千二年五月二十二日まではニューヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

1 この条約は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了日の後は、国及び当該機関による加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 第十五条 批准、受諾、承認又は加入

3 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合は、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。また、当該機関は、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

4 締約国は、自國の批准書、受諾書、承認書又は加入書において、附属書A、附属書B又は附属書Cの改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自國について効力を生ずる旨の宣言を行うことができる。

**第二十六条 効力発生**

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日以後九十日以内の日に効力を生ずる。

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日以内に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

**第二十七条 留保**

この条約には、いかなる留保も付することがで

**第二十八条 脱退**

1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対する書面による脱退の通告を行ふことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として、第一九条 寄託者

一千零五年五月二十二日にストックホルムで作成した。

る。

**第三十条 正文**

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

		化 学 物 質		活 動	個 別 の 適 用 除 外
		アルドリン(*)	C A S 番号三〇九一〇〇一一	製 造	な し
C A S 番号三〇九一〇〇一一	クロルデノン(*)	登録簿に掲げる締約国について認めることのできるもの	現地の外部寄生生物駆除剤 殺虫剤		
C A S 番号五七一七四一九	シロアリ防除剤	現地の外部寄生生物駆除剤 殺虫剤			
	建物及びダムにおいて使用するシロアリ防除剤	シロアリ防除剤			
	道路において使用するシロアリ防除剤	シロアリ防除剤			
	合板接着剤の添加物	合板接着剤の添加物			
	農作業における使用	農作業における使用			
エンドリシン(*)	デイルドリン(*)	な し			
C A S 番号六〇一五七一	ヘプタクロル(*)	な し			
C A S 番号七一一一〇一八	シロアリ防除剤	シロアリ防除剤			
木材の処理	シロアリ防除剤	シロアリ防除剤			
地下のケーブル用の箱における使用	シロアリ防除剤	シロアリ防除剤			

ヘキサクロロベンゼン  
C A S番号一一八一七四一

登録簿に掲げる締約国について認めることのできるもの

	製造	登録簿に掲げる締約国について認めることのできるもの
	使用	中間体
(i) 製品中及び物品中の意図的でない微量の汚染物質として生じている量の化学物質は、条約に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。	製造	閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体
(ii) この(ii)の規定は、第三条2の規定の適用上、製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。ある化学物質に関する義務についての効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の当該化学物質は、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。ただし、締約国が事務局に対し特定の種類の物品が当該締約国において流通していることを通告した場合に限る。事務局は、その通告を公に利用可能にする。	使用	駆除剤の溶剤
(iii) この(iii)の規定は、化学物質の欄において名称に星印が付された化学物質については適用せず、また、第三条2の規定の適用上、製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体の製造中及び使用中には有意量の化学物	使用	シロアリ防除剤
	製造	ポリ塩化ビフェニル(PCB)(*)
	使用	トキサフエニ(*)
	製造	C A S番号一一八〇〇一一二五一一
	使用	ポリ塩化ビフェニル(PCB)(*)

注釈

- (i) 製品中及び物品中の意図的でない微量の汚染物質として生じている量の化学物質は、条約に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。
- (ii) この(ii)の規定は、第三条2の規定の適用上、製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。ある化学物質に関する義務についての効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の当該化学物質は、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。ただし、締約国が事務局に対し特定の種類の物品が当該締約国において流通していることを通告した場合に限る。事務局は、その通告を公に利用可能にする。

質が人及び環境に到達しないと仮定し、締約国は、事務局に対する通告により、附属書D1の基準を考慮して残留性有機汚染物質の特性を示さない他の化学物質の製造において化学的に変換される閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体として、この附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を認めることができる。当該通告には、当該化学物質の製造及び使用全体に関する情報又は当該情報についての妥当な推定並びに閉鎖系の事業所内に限定された工程の性質に関する情報(原料としての残留性有機汚染物質による変換されずかつ意図的でない微量の汚染の量であって、最終的な製品に含有されるものに関する情報を含む)を含む。この手続は、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、適用される。事務局は、当該通告を締約国会議及び公衆に利用可能にする。このような製造又は使用は、製造又は使用についての個別の適用除外と解してはならない。このような製造及び使用は、十年の期間を満了した後終了する。この場合において、関係締約国が事務局に新たな通告を送付したときは、締約国会議が当

該製造及び使用についての検討の後に別段の決定を行わない限り、当該期間は、更に年間延長される。この通告については、繰り返すことができる。

(iv) この附属書のすべての個別の適用除外については、すべての締約国が行使することのできる第二部の規定に基づく流通している物品に含有されるポリ塩化ビフェニルの使用についての例外を除き、第四条の規定に従い自国について適用除外を登録した締約国が行使することができ

第一部 ポリ塩化ビフェニル

(a) 機器(例えは、トランسفォーマー、コンデンサー又は液体を含有する他の容器)内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を、締約国

会議が検討することを条件として、二千二十年までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。

(i) 十パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及ぶ当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(ii) ○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及ぶ当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iii) ○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及ぶ当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iv) ○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が○・○五リットルを超える機器を特定し、曝露及び危険を減少させる次の措置を促進すること。

(v) 損傷しておらず、かつ、漏出していない機器内に限り、また、環境への放出による

危険を最小限にし、かつ、速やかに是正することのできる区域内に限り使用すること。

(vi) 学校及び病院を含む居住地域において使

用する場合には、火災につながるおそれのある電気的な欠陥から保護するためのすべての妥当な措置をとり、及び漏出について

機器の定期的な検査を行うこと。

(vii) 第三条2の規定にかかるわらず、(a)に規定するポリ塩化ビフェニルを含有する機器が、廃棄物の環境上適正な管理の目的による場合を除くほか、輸入又は輸出のいずれも行われないことを確保すること。

(d) 維持及び保守の業務を目的とする場合を除くほか、ポリ塩化ビフェニルを○・○五パーセントを超えて含有する液体を他の機器に再利用する目的で回収することを認めないこと。

(e) 第六条1の規定に従い、○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有する液体及び○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも二千二十八年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを利用した確固たる努力を払うこと。

(f) 第一部注釈(ii)の規定の代わりに、ポリ塩化ビフェニルを○・○五パーセントを超えて含有する他の物品(例えは、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物)を特定し及び当該物品を第六条1の規定に従って管理するよう努めること。

(g) 五年ごとにポリ塩化ビフェニルの廃絶についての進展に関する報告書を作成し、これを第十五条の規定に従って締約国会議に提出する。

ること。

(h) (g)に規定する報告書は、適当な場合には、締約国議がポリ塩化ビフェニルに関する検討において考慮する。締約国議は、この報

告書を考慮して、五年間隔で又は適当なときは他の間隔で、ポリ塩化ビフェニルの廃絶に向けた進展について検討すること。

化学物質		活動	認めることのできる目的又は個別の適用除外
第一部分	附屬書B 制限	製造	認めることのできる目的的
D D T (一・一・一・トリクロロ一・二・ビス(四・クロロフェニル)エタン)	製造	認めることのできる目的的	疾病を媒介する動物の防除の用途(ただし、第二部の規定に従うものとする。)
C A S番号五〇一九一三	使用	個別の適用除外	ジコホルの製造のための中間体
ジコホルの製造	中間体	認めることのできる目的的	疾病を媒介する動物の防除(ただし、第二部の規定に従うものとする。)
ジコホルの製造	個別の適用除外	個別の適用除外	ジコホルの製造のための中間体

(iv) この(iv)の規定は、第三条2の規定の適用上、製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体の製造中及び使用中には有意量の化学物質が人及び環境に到達しないと仮定し、締約国は、事務局に対する通告により、附屬書D1の基準を考慮して残留性有機汚染物質の特性を示さない他の化学物質の製造において化学的に変換される閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体として、この附屬書に掲げる化学物質の製造及び使用を認めることができる。当該通告には、当該化学物質の製造及び使用全体に関する情報又は当該情報についての妥当な推定並びに閉鎖系の事業所内に限定された工程の性質に関する情報(原料としての残留性有機汚染物質による変換されずかつ意図的でな

取り扱わない。ただし、締約国が事務局に対し特定の種類の物品が当該締約国において流通していることを通告した場合に限る。事務局は、その通告を公に利用可能にする。

4 D D T を使用する締約国は、事務局及び世界保健機関に対し、使用した量、その使用の条件

5 締約国議は、D D T の使用を減少させ及び究極的に廃絶することを目標として、次のことを奨励する。

(a) D D T を使用する締約国が、第七条に定められた実施計画の一部として行動計画を作成し及び実施すること。この行動計画には、次のことを含む。

(i) D D T の使用の目的が疾病を媒介する動物の防除に制限されることを確保するための規制その他の制度を設けること。

(ii) 代替となる適切な製品、手法及び戦略(代替となるこれらのものの継続的な有効性を確保するための抵抗性の管理に係る戦略を含む。)を実現すること。

(iii) 健康管理を強化し及び疾病の発生を減少させるための措置をとること。

(iv) 締約国が、その能力の範囲内で、D D T を使用する締約国のために、代替となる安全な化学製品及び非化学製品、手法並びに戦略であって、当該締約国の状況に適しており、かつ、疾病による人的及び経済的な負担の減少を目標とするものの研究及び開発を促進すること。代替案又は代替案の組合せを検討するときに特に考慮すべき要素には、そのような代替案に係る人の健康に対する危険性及び環境に及ぼす影響を含む。D D T の効果的な代替品は、人の健康及び環境に及ぼす危険を一層小さくし、当該締約国の状況に基づく疾病的防除に適し並びに監視に基づく資料によって裏付けられるものとする。

6 締約国議は、その第一回会合において及びその後は少なくとも三年ごとに、世界保健機関と協議して、次の事項を含む利用可能な科学、技術、環境及び経済に関する情報をに基づき、疾

(a) DDTの製造及び使用並びに2に定める条件	病を媒介する動物の防除のためのDDTの継続的な必要性を評価する。
(b) DDTの代替品の利用可能性、適合性及び実際の適用	(c) (b)に規定する代替品に依存することについてに転換する国的能力を強化することについての進展
7 締約国は、事務局に対する書面による通告に	この附屬書は、次の残留性有機汚染物質が人為的な発生源から意図的でなく生成され及び放出される場合について適用する。
化 学 物 質	第一部分 第五条の要件の対象となる残留性有機汚染物質

第二部 発生源の種類	第三部 発生源の種類
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びポリヘキサクロロベンゼン(HCB)(CAS番号一二八一七四一)	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PPCDD/PCDF)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PPCDD/PCDF)
塩化ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン及びポリ塩化ビフェニルは、不完全燃焼又は化学反応の結果として、有機物及び塩素を伴う熱工程から意図的でなく生成され及び放出される。次の工業上の発生源の種類は、これらの化学物質による比較的多い量の生成及び環境への放出が行われる可能性を有する。	塩化ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン及びポリ塩化ビフェニルは、次のものを含む発生源の種類からも意図的でなく生成され及び放出されることがある。
(a) 一般廃棄物、有害廃棄物若しくは医療廃棄物又は下水汚泥の焼却炉(複合的な燃焼炉を含む)。	(a) 廃棄物の焼却炉を用いない焼却(埋立地の焼却を含む)。
(b) 冶金工業における次の熱工程	(b) 第二部に規定していない冶金工業における熱工程
(i) 鉄鋼業の焼結炉	(i) 住宅の燃焼源
(ii) アルミニウムの二次製造	(ii) 化石燃料を燃焼させる設備及び工業用ボイラー
(iii) 亜鉛の二次製造	(iii) 施設
(iv) 自動車(特に加鉛ガソリンを燃焼させるもの)	(iv) 毒性は、二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンと比較してポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコブナーポリ塩化ビフェニルの異なる同族体の相対的なダイオキシン様の毒性活性を評価するものである毒性等量の概念を用いて表される。この条約の適用上使用される毒性等量係数は、千九百九十八年に世界保健機関により作られたポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコブナーポリ塩化ビフェニルに関する哺乳類の毒性等量係数をはじめとする国際的に受け入れられている基準に従つたものとする。濃度は、毒性等量で表され

第四部 定義	1 この附屬書の規定の適用上、
(a) 「ポリ塩化ビフェニル」とは、ビフェニル分子(炭素間単結合により結合した二のベンゼン環)上の水素原子が十以下の塩素原子によって置換された方法で形成される芳香族化合物をいう。	(a) 「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」及び「ポリ塩化ジベンゾフラン」とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンについては二の炭素間結合にポリ塩化ビフェニルは、次のものを含む発生源の種類からも意図的でなく生成され及び放出されることがある。
(b) 廃油精製所	(b) 廃棄物の焼却炉を用いない焼却(埋立地の焼却を含む)。
(c) 銅製のケーブルの焙燒	(c) 第二部に規定していない冶金工業における熱工程
(d) 廃棄物低減技術の利用	(d) 第一部に掲げる化学物質の生成及び放出を防止するための取組方法の検討を優先させるべきである。有用な措置には、次の事項を含むことができる。

第五部 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する一般的な手引	この部は、第一部に掲げる化学物質の放出を防止し又は削減することに關し、締約国への一般的な手引を提供する。
(j) 織物及び皮革のクロラニルによる染色及びアルカリの抽出による仕上げ	A 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の双方に関する一般的な防止措置
(k) 廃棄する車両の処理のための破碎施設	第一部に掲げる化学物質の生成及び放出を防止するための取組方法の検討を優先させるべきである。有用な措置には、次の事項を含むことができる。
(l) 銅製のケーブルの焙燒	(a) 廃棄物低減技術の利用
(m) 廃油精製所	(b) 有害性の一層低い物質の使用
(n) 廃棄物並びに工程において生成され及び使用された物質の回収及び再生利用の促進	(c) 残留性有機汚染物質である原材料の代替又は原材料と発生源からの残留性有機汚染物質の放出との間に直接の関連を有する場合には当該原材料の代替
(o) 廃棄物の焼却炉を用いない焼却(埋立地の焼却を含む)。	(d) 適切な管理及び防止のための保守の計画
(p) 第一部に規定していない冶金工業における熱工程	(e) 廃棄物の焼却炉を用いない焼却その他の管理されていない焼却(埋立地の焼却を含む)の終了を目的とした廃棄物の管理の改善。廃棄物の新たな処分施設を建設する提案の検討に当たっては、一般廃棄物及び医療廃棄物の発生を最小限にするための活動等の代替案
(q) 木材及び他のバイオマス燃料を燃焼させる設備	(f) 廃棄物の焼却炉を用いない焼却その他の管理されていない焼却(埋立地の焼却を含む)の終了を目的とした廃棄物の管理の改善。廃棄物の新たな処分施設を建設する提案の検討に当たっては、一般廃棄物及び医療廃棄物の発生を最小限にするための活動等の代替案
(r) 有機汚染物質を放出する特定の化学物質の製造	(g) 最小化
(s) 塩素元素又は塩素元素を発生する化学物質を漂白に使用するバルプの製造	(t) 製品中の汚染物質としての当該化学物質の注意深く検討すべきである。
(t) 銅の二次製造	(u) 塩素元素又は塩素元素を発生する化学物質による漂白の回避

## B 利用可能な最良の技術

利用可能な最良の技術の概念は、特定の技術を定めることを目的とするものでなく、関連する設備の技術的特性、その地理的な位置及び環境上の状況を考慮することを目的とするものである。第一部に掲げる化学物質の放出を削減するための適切な管理の技術は、一般的に同じである。

利用可能な最良の技術を決定するに当たっては、措置の予想される費用及び効果並びに予防及び防止の検討に留意して、次の事項につき、一般的に又は特定の場合に特別な考慮を払うべきである。

## (a) 一般的に払うべき考慮

(i) 関連する放出の性質、影響及び質量。技術は、発生源の規模によって変わり得る。

(ii) 新規又は既存の設備の稼働の日

(iii) 利用可能な最良の技術の導入に必要な時間

(iv) 工程において使用される原材料の消費及び性質並びにそのエネルギー効率

(v) 環境への放出の総体としての影響及び環境に対する危険を防止し又は最小限に減少させる必要性

(vi) 事故を防止し及び事故による環境への影響を最小限にする必要性

(vii) 職場における衛生及び安全を確保する必要性

(viii) 工業的規模で成功裡に試験が行われた比較可能な工程、施設又は操作方法

(ix) 科学的な知見及び理解における技術の進歩及び変化

(b) 放出の一般的な削減措置  
この附属書に掲げる化学物質を放送出する工程を用いる新規の施設を建設し又は既存の施設を著しく改修する提案の検討に当たっては、類似の有用性を有する当該化学物質の生成及び放出を回避する代替的な工程、技術又は措置について優先的に検討すべきである。

そのような施設を建設し又は著しく改修する場合には、Aに定める防止措置に加えて、次の削減措置についても、利用可能な最良の技術を決定するに当たって考慮することがある。

(i) 煙道ガスの浄化のための改善された方法の利用

(ii) 熱又は触媒による酸化、集じん、吸着等の利用

(iii) 残滓、排水、廃棄物及び下水汚泥の処理

(iv) 放出の削減又は廃絶につながる工程への変更(例えば、閉鎖系への移行)

(v) 燃焼温度、滞留時間等の要素を管理することを通じて、燃焼を改善し、かつ、この附屬書に掲げる化学物質の生成を防止するための工程の設計の修正

(vi) 生物蓄積性(次のいづれかの情報を提供する)。

(i) 化学物質の水生種の生物濃縮係数若しくは生物蓄積係数が五千を超えること又はこれららの資料がない場合にはオクタノール/水分配係数の常用対数値が五を超えることの証拠

(ii) 化学物質に他に懸念される理由(例えば、他の種における高い生物蓄積性、高い毒性、生態毒性)があることの証拠

(iii) 化学物質の生物蓄積の可能性がこの条約の対象となることについての検討を正当とおける監視に基づく資料

(iv) 締約国会議は、環境のための最良の慣行について手引を作成することができる。

## 附屬書D 情報の要件及び選別のための基準

1 附屬書A、附屬書B又は附屬書Cに化学物質を追加する提案を行う締約国は、(a)に定める方法で化学物質を特定し、並びに当該化学物質及び適当な場合にはその変換された生成物に関して、(b)から(e)までに定める選別のためのすべての基準についての情報を提供する。

(a) 化学物質の特定

(i) 商品名、商業上の名称、別名、ケミカル・アブストラクト・サービス(CAS)登録番号、国際純正・公用化学連合(IUPAC)の名称その他の名称

(ii) 構造(可能な場合には異性体の特定を含む。)及び化学物質の分類上の構造

(iii) 残留性(次のいづれかの情報を提供する。)

(a) 放出の一般的な削減措置  
この附属書に掲げる化学物質を放送出する工程を用いる新規の施設を建設し又は既存の施設を著しく改修する提案の検討に当たっては、類似の有用性を有する当該化学物質の生成及び放出を回避する代替的な工程、技術又は措置について優先的に検討すべきである。

(i) 化学物質の水中における半減期が二箇月を超えること、土中における半減期が六箇月を超えること又はたい積物中における半月を超えることの証拠

(ii) この条約の対象となる化学物質とすることについての検討を正当とする人の健康又は環境に対する悪影響を示す証拠

(iii) 人の健康又は環境に対する損害の可能性を示す毒性又は生態毒性の資料

(iv) 提案を行う締約国は、懸念に対する理由(可

能な場合には、毒性又は生態毒性の資料と長距離にわたる自然の作用による移動の結果生じ又是生ずることが予想される化学物質の測定され又は予測された水準との比較を含む。)の文書及び世界的規模の規制の必要性を示す短い文書を提供する。

(v) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(vi) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(vii) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(viii) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(ix) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(x) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(xi) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(xii) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

(xiii) 提案を行う締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。当該提案の作成に当たっては、締約国は、いざれの情報源からの技術的専門知識も利用することができ

## 附屬書E 危険性の概要に関する情報の要件

検討の目的は、化学物質が、長距離にわたる自然の作用による移動の結果として、世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすかどうかを評価することである。この目的のため、附屬書Dに規定する情報を更に十分に考慮し及び評価し並びに次の種類の情報をできる限り含む危険性の概要を作成する。

(a) 発生源(適当な場合には次の情報を含む。)

(i) 量及び場所を含む製造に係る資料

(ii) 用途

(iii) 排出、漏出その他の放出

(a) 発生源(適当な場合には次の情報を含む。)

(i) 量及び場所を含む製造に係る資料

(ii) 用途

(iii) 排出、漏出その他の放出

(c) 作用についての検討を含む。)	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(c) 環境運命(化学物質の化学的及び物理的性質並びに残留性について並びにこれらの性質が当該化学物質の自然の作用による移動、環境媒体内及び環境媒体間における移動、分解並びに他の化学物質への交換などのような関連を有するかについての資料及び情報を含む)。測定値に基づいて決定された生物濃縮係数又は生物蓄積係数については、監視に基づく資料がこの必要を満たすと判断された場合を除くほか、利用可能にする。	有効性
(d) 監視に基づく資料	危険性
(e) 現地における曝露、特に長距離にわたる自然の作用による移動の結果としてのもの(生物学的利用可能性に関する情報を含む。)	利用可能性
(f) 入手可能な場合には、国内における及び国際的な危険性の評価又は概要並びにラベル等による表示に関する情報及び有害性の分類	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(g) 國際条約に基づく化学物質の位置付け	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

残るための関係法律の整備に関する法律案は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために承認を求めるの件

(c) 可能な規制措置の実施が社会に与える肯定的又は否定的な影響	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(d) 持続可能な開発に向けた動き	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(e) 農業(水産物の養殖及び林業を含む。)	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(f) 生物相(生物の多様性)	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(g) 経済的側面	費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(d) 廃棄物及び処分に関連し得る事項(特に、使用されない駆除剤の在庫及び汚染された場所の浄化)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(e) 技術的実行可能性	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(f) 情報の利用及び公衆のための教育	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(g) 規制及び監視の能力の状況	四、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
この条約に含めるかどうかの検討の下にある化学生物について、管理及び廃絶を含むすべての選択肢を網羅して、可能な規制措置に関する評価を	五、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

この条約に含めるかどうかの検討の下にある化学生物について、管理及び廃絶を含むすべての選択肢を網羅して、可能な規制措置に関する評価を行るべきである。この目的のため、規制措置に関する社会経済上の検討について関連する情報を締約国会議による決定のために提供すべきである。当該情報については、締約国間の異なる能力及び状況についての十分な考慮を反映させるべきであり、次の項目についての検討を含むべきである。	一、規制措置の有効性及び効率性
(a) 危険を減少させるとの目標を達成するに当たっての可能な規制措置の有効性及び効率性	二、規制の実行可能性
(i) 費角(環境及び健康に係る費用を含む。)	三、規制の実行可能性
(ii) 代替となるもの(製品及び工程)	四、規制の実行可能性
本法律案は、障害者の社会活動への参加の促進等を図るための関係法律の整備に関する法律案	五、規制の実行可能性

第一條 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第八十一条第三項を次のように改める。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
(船員法の一部改正)	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第一条 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。	四、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第八十一条第三項を次のように改める。	五、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

第一条 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第二条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第一号として次の一号を加える。	四、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項第二号中「一」を「いづれかに」に改める。	五、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

残るための関係法律の整備に関する法律案は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために承認を求めるの件

平成十四年四月九日

第一條 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第二条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第一号として次の一号を加える。	四、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項第二号中「一」を「いづれかに」に改める。	五、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

第一條 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第二条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第一号として次の一号を加える。	四、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第五条第一項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項第二号中「一」を「いづれかに」に改める。	五、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

平成十四年三月八日

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

(通訳案内業法の一部改正)	一、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第三条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	二、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
第四条の見出しが「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「左の各号の「」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」	三、費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

右

に、「終り」を「終わり」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第一号とし、同条の次に次の二条を加える。  
 (相対的欠格事由)

第四条の二 心身の障害により通訳案内業の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものには、免許を与えないことがある。

(意見の聴取)

第四条の三 都道府県知事は、前条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。

第十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「禁」と「禁錮」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四条の二に規定する国土交通省令で定める者となつたとき。

第十四条第一項第四号中「前号の外」を「前号に掲げる場合のほか」に改める。

第四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第八百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「火薬類取締法(一部改正)」を「火薬類取締法(一部改正)」に改める。

第十三条第一項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「知的障害者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの又は精神病者を又は心身の障害により火薬類の取扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者として政令で定めるものに、「取扱」を「取扱い」に改め、「少い取扱」を「少ない取扱い」に改める。

第五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一項中「一」を「いずれかに」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同項第二号を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号として次の二号を加える。  
 一 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの

第十七条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前条第一項の免許を申請した者について、前項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第十八条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第二十条中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「前条」を「前条第一項又は第一項の規定による」に、「取消」を「取消し」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「前条」を「前条第一項又は第一項の規定による」に、「取消」を「取消し」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

(火薬類取締法(一部改正))

第十四条第一項第四号中「前号の外」を「前号に掲げる場合のほか」に改める。

第十五条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第八百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「知的障害者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの又は精神病者を又は心身の障害により火薬類の取扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者として政令で定めるものに、「取扱」を「取扱い」に改め、「少い取扱」を「少ない取扱い」に改める。

(家畜改良増殖法(一部改正))

第五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「第五条第二号から第五号までの」を「第五条第一項第二号から第五号までの」に改め、同項第二項中「一」を「二」に改め、同項第二号を同項第二号とし、同項第三項中「第一項第五号の三又は第六号を、第五号の三若しくは第八号」を「第五条第一項第十号又は第十一号」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を「第二号中「第五条第一項第一号、第三号、第五号、第五号の三若しくは第八号」を「第五条第一項第五号、第八号、第十号若しくは第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 十八歳未満の者

二 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの

第三十二条第二項中「前項に掲げる者」を「前項各号のいずれかに該当する者」に改める。

二 第十五条第一項第二号、第三号又は第四号に該当するに至つた場合

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号))

第八条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

二 第五条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「第五項」を「第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第五号を第一号とし、第二号を削り、第二号を第一号とし、同項第五号を第二号とし、同項第六項の表中「第五条第五号」を「第五条第七項」に、「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同項第五号を第一号とし、第二号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第十号とし、第五号の二を第九号とし、第五号を第八号とし、同項第四号の二中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「同条第一項第三号又は第二項」を「同条第一項第一号」に、「同号」を「同号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二項を加える。

4 国土交通大臣は、第二項の規定にかかるず、心身の障害により地域伝統芸能等通訳案内業の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものには、第一項の認定をしないことができる。

5 國土交通大臣は、前項の規定により第一項の認定をしないこととするときは、あらかじめ、当該認定の申請者にその旨を通知し、そ

の求めがあったときは、国土交通大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第十二条第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「第五条第六項」を「第五条第八項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第七項」に、「第五条第六項」を「第五条第八項」に改め、同条第五項中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改める。第八項に改める。

第十七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改める。

第十八条に改める。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (罰則に係る経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によよる。

#### (審査報告書)

鉄道事業法等の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月九日

参議院議長 北澤 俊美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進するため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

鉄道事業法等の一部を改正する法律案

び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお 別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、貨物鉄道事業の参入規制の緩和について、国

は需給調整規制の廃止後においてもJR貨物に

関する国鉄改革の趣旨及び経緯に十分に配慮す

ること。

二、鉄道貨物輸送を利用した円滑な複合一貫輸送

の確保に努めるとともに、旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎの円滑化のための措置については、

措置内容を具体的に定め、実施の促進に資する

所要の支援措置を講じること。

三、整備新幹線開業に伴う並行在来線の扱いについては、物流ネットワークの確保に支障を生じないよう十分に配慮すること。

四、環境問題、労働力問題及び交通安全等に配慮した物流体系を構築する観点から、鉄道貨物輸送力の増強に資する支援措置等モーダルシフト向上施策を一層推進すること。

五、JR貨物の経営基盤の確立のため、経営改善に資する所要の支援措置を講じること。

六、貨物利用運送事業者の参入に対する厳正な審査を行うこと。また、第一種貨物利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への移行に当たっては、登録拒否要件を具体的に定め、統一性、透明性を確保すること。

七、貨物利用運送事業者が実運送事業者に対し

て、不当な運賃料金の引下げを強要することとのないよう関係者に対する指導監督を強化するとともに、原価を踏まえ適正な運賃料金の遵守について本法及び関係事業法の適正な運用を図ること。

八、港湾運送事業に本法の適用がないことを関係者に周知徹底すること。また、貨物利用運送事業者が行う国際複合一貫輸送の進展により港湾運送に関する秩序に支障が生じることのないよう港湾運送事業に関し講じられているこれまでの措置を維持するとともに、港湾運送料金の適正収受の確保につき効果的対策を講じること。

九、貨物利用運送事業の総合物流化、3PL化、情報化、国際化への対応について、所要の支援措置の充実・強化を図ること。

十、貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止に当たっては、過労運転の防止など輸送の安全に努め運行管理体制の充実、携帯電話等による運行管理者との緊密な連絡体制の確保、デジタル式運行記録計等最新の情報技術の効果的な活用の促進を図るとともに、関連する施策に関し、所要の支援措置の充実・強化を図ること。

十一、許可を受けた各貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活用を図るとともに、計画的かつ着実な監査を実施する等により、許可後の指導監督を強化し、併せて、貨物自動車運送事業の適正化を図るため、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令等に、適正な原価を踏まえ厳正かつ機動的に運用するとともに、発動基準の統一性、透明性を確保すること。

十二、貨物自動車運送事業者による輸送の安全の確保に資するため、過積載、過労運転等についての実態把握に努め、荷主を含む関係者に対する適正な運送取引を指導するとともに、不法行為を強要する荷主に対しては事業許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

十三、深刻化する大気汚染や地球温暖化問題等の環境問題への対応のための施策を一層推進するとともに、貨物自動車運送事業者の環境問題への対応に係る支援措置を充実・強化すること。

十四、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年二月九日労働省告示第七号)」の遵守について業界を指導するとともに、国土交通省及び厚生労働省による相互通報制度の確立等その円滑な推進のための環境整備を図ること。

十五、貨物鉄道事業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業の運賃料金の事前規制の廃止後においては、各事業の運賃料金の正確な実態把握に努めるとともに、事業の適正化を図るため運賃料金の監査体制を強化すること。

十六、各事業の運賃料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合における国土交通大臣の運賃料金の改善命令については、適正な原価を踏まえ厳正かつ機動的に運用するとともに、発動基準の統一性、透明性を確保すること。

十七、国際海上コンテナの安全な輸送の確保につき、荷主に対する積み付け、重量、危険・有害物の明示等に関する規定の整備に努めるとともに、不法行為を強要する荷主に対しては事業許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

十八、右決議する。

右

鉄道事業法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

鉄道事業法等の一部を改正する法律案  
鉄道事業法等の一部を改正する法律案

(鉄道事業法の一部改正)  
第一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「旅客の運賃及び料金」に改め、同条第一項中「又は貨物」を削り、「料金」を「旅客の料金」に、「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第三項中「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第四項中「定める料金」を定める旅客の料金に改め、同条第五項中「運賃等又は前項の料金」を「旅客運賃等又は前項の旅客の料金」に改め、同項第一号中「又は荷主」を削る。

第二十二条の二の前の見出しを「乗継円滑化措置等」に改め、同条第一項中「又は料金」を「旅客の料金」に改め、同項第一号中「又は荷主」を削る。

第六十四条の二第一号中「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第二号中「運賃等又は」を「旅客運賃等又は旅客の」に改め、同条第三号中「運賃等の上限又は」を「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは」に改め、同条第五項中「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第九号中「第二十八条の二第一項」の下に「若しくは第六項」を加える。

「第二章 利用運送事業」を「第二章 第一種貨物利用運送事業」に改め、同項を同条第八項中「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九号中「第二種利用運送事業」に改め、「有償運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、「船舶運航事業者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第六十五条第一項中「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第二号中「運賃等又は旅客の」に改め、同条第三号中「運賃等の上限又は」を「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは」に改め、同条第五項中「運賃等」を「旅客運賃等」に改め、同条第九号中「第二十八条の二第一項」の下に「若しくは第六項」を加える。

附則第七条を削る。

第六十六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一種登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七条 各号の一】を【各号のいずれか】に改める。

第六十八条 各号の二】を【各号の二】に改め、同条第一項の見出しを「登録」に改め、同条第一項中「利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、「許可」を行う登録に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二種利用運送事業」に、「許可」を受けたを「第二十条の許可を受けた」に、「次条第一項第三号」を「第二十一条第一項第二号」に、「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、「第一項の許可を受けた」を「前項の登録を受ける」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十九条 各号の三】を【各号の三】に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲

五 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送(以下「国際貨物運送」という。)又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間ににおいて発着する貨物の運送(以下「国内貨物運送」という。)に係る第一種貨物利用運送事業を

第十六条の二第一項中「するとき」の下に「(当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき(当該廃止が貨物運送に係るものである場合に限る。)は、廃止の日

経営しようとする者であって、次に掲げる者に該当するもの

イ 日本国籍を有しない者

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

二 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれら

者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

三 その事業に必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

四 國土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、運輸なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

- (変更登録等)
- 第七条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「第一種貨物利用運送事業者」という。)は、第四条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項及び第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

- 3 第一種貨物利用運送事業者は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたとき又は第一項ただし書の輕微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出しなければならない。

ばならない。

4 國土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、運輸なく、届出があった事項を第一種登録簿に登録しなければならない。

第八条から第十条までを削る。

第十一条中「利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条を第十三条とする。

第十三条中「利用運送事業の種別」を「第一種貨物利用運送事業者である旨」に改め、「料金」の下に「個人事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。)を対象とするものに限る。)」を加え、「利用運送約款その他」を「利用運送約款その他の」に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条を第十一条とす

る。

第十四条中「利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条を第十一条とす

る。

第十五条中「利用運送事業の」を「第一種貨物利用運送事業の」に、「利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条の見出しを「事業の廃止」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「許可」を「登録」に改め、同条中「利用運送事業者」を「第一種貨物利

用運送事業者」に改め、「第一種貨物利用運送事業を」に改め、同条を第十三条とし、同条について相続、合併若しくは分割があったときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合においてその協議により当該第一種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人(第一種貨物利用運送事業者たる法人と第一種貨物利用運送事業を經營しない法人の合併後存続する第一種貨物利用運送事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、当該第一種貨物利用運送事業者の地位を承継する。ただし当該事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人が第六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第七条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第十六条第一項中「利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に、「利用運送事業の」

を「第一種貨物利用運送事業の」に改め、同条を第十三条とし、同条中「利用運送事業者」を「第一種貨物利

用運送事業者」に改め、「(第二号に該当する場合にあっては、六月以内)」を削り、「許可を取り消す」を「登録を取り消す」に改め、同条第一号中「許可」を「登録」に改め、同条第三号を削り、同条第一号中「第五条各号」を「第六条第一号各号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

第十二条を第十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(登録の抹消)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があったとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第七条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第十七条及び第十八条を削る。

第十八条 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分(以下「貨物の荷造り等」という。)、代金の取立て及び立替えその他の通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行うときは、貨物の荷崩れを防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 第九条及び第十二条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、貨物自動車運送事業法第一条第七項の貨物自動車利用運送については、適用しない。

第三章を次のように改める。

**第三章 第二種貨物利用運送事業**

第二十条 第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第二十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画

三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他他の国土交通省令で定める事項に関する事項

集配事業計画

2 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

一 第六条第一項第一号から第四号までのいづれかに該当する者

二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者であつて、第六条第一項第五号イからニまでに掲げる者(以下「外国人等」という。)に該当するもの

(許可の基準)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認

めることでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の遂行上適切な計画(集配事業計画を除く。)を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

三 その事業に係る実運送により定期的に、及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けていない者であるときは、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(事業計画及び集配事業計画)

第二十四条 第二十条の許可を受けた者(以下「第二種貨物利用運送事業者」という。)は、その業務を行う場合には、事業計画及び集配事業計画に定めるところに従わなければならない。

(事業計画及び集配事業計画)

第二十五条 第二十条の許可を受けた者(以下「第二種貨物利用運送事業者」という。)は、その業務を行う場合には、事業計画及び集配事業計画に定めるところに従わなければならない。

(事業改善の命令)

第二十六条 國土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該第二種貨物利用運送事業者に対し、利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画又は集配事業計画を変更する。

2 第二十三条の規定は、前項の認可について準用する。

3 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省

令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、滞滯なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するため必要な措置を執ること。

(事業の譲渡及び譲受け等)

第二十六条 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

(事業の種別等の掲示)

第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金(消費税を対象とするものに限る。)、利用運送約款(二種貨物利用運送事業者による旨、利用運送に係る運送事業者たる法人と第二種貨物利用運送事業者との合併の場合は、第二種貨物利用運送事業者たる法人が分割する場合において第二種貨物利用運送事業者を承継させないときは、この限りでない)。

3 第二十二条及び第二十三条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第二項の認可を受けて第二種貨物利用運送事業を譲り受けた者又は第二種貨物利用運送事業を第一項の認可を受けて第一種貨物利用運送事業者たる法人が合併して第二種貨物利用運送事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により第二種貨物利用運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第三十条 第二種貨物利用運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第二種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。)が被相続人の經營していた第二種貨物利用運送事

れる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

五 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するため必要な措置を執ること。

(事業の譲渡及び譲受け等)

第二十六条 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第二種貨物利用運送事業者たる法人と第二種貨物利用運送事業を經營しない法人が合併する場合において第二種貨物利用運送事業者たる法人の分割をすれば、その効力を生じない。

3 第二十二条及び第二十三条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第二項の認可を受けて第二種貨物利用運送事業を譲り受けた者又は第二種貨物利用運送事業を第一項の認可を受けて第一種貨物利用運送事業者たる法人が合併して第二種貨物利用運送事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により第二種貨物利用運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第三十条 第二種貨物利用運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第二種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。)が被相続人の經營していた第二種貨物利用運送事



際第一種航空登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項に規定する事項

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、外国人国際第一種海上登録簿及び外国人国際第一種航空登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第三十八条 国土交通大臣は、第三十六条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過しない者

二 第一種貨物利用運送事業の登録若しくは第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する免許その他の行政処分を含む。)の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過しない者

三 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関する不正な行為をした者

四 法人であって、その役員のうちに前三号のいすれかに該当する者のあるもの

五 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる者のいすれかに該当する者

六 國際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であるときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業

あると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 第三十九条 第三十五条第一項の登録を受けた者(以下「外国人国際第一種貨物利用運送事業者」という。)は、第三十六条第一項に規定する事項(第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十九条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「第四条第一項各号に掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項」とあり、第三十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

5 第三十九条第一項各号のいすれかに該当するに違反したとき。

6 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が不正の手段により第三十五条第一項の登録又は第三十九条第一項の変更登録を受けたときは、

一 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法令の法令に基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が

不正の手段により第三十五条第一項の登録又は第三十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が

第三十八条第一項各号のいすれかに該当するに至ったとき。

(登録の抹消)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十二条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

(附帯業務)

第四十四条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等、代金の取立て及び立替えその他の通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。)が、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十五条第一項の登録を受けた時における所屬国と異なるものとなつた

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、届出があつた事項を外国人国際第一種海上登録簿又は外国人国際第一種航空登録簿に登録しなければならない。

5 第四十条 国土交通大臣は、必要があると認めるとときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業

業者に対し、運賃又は料金の変更を命ずることができる。

(事業の廃止)

第四十一条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び登録の取消し)

第四十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法令の法令に基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が

不正の手段により第三十五条第一項の登録又は第三十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が

第三十八条第一項各号のいすれかに該当するに至ったとき。

(登録の抹消)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十二条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

(附帯業務)

第四十四条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等、代金の取立て及び立替えその他の通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。)が、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十五条第一項の登録を受けた時における所屬国と異なるものとなつた

3 第九条及び第十二条の規定は、通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。



運送を行ふかどうかの別」を加え、同条第一項を次のように改める。

2 前条の許可の申請をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画にそれぞれ當該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送をしようとする場合

特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他国土交通省令で定める事項

二 貨物自動車利用運送を行おうとする場合

業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

第五条第一号中「役員」の下に「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。」を加える。

第七条第一項中「当該特定の地域にその営業を行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするもの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊急調整地域を発地又は着地しない貨物の運送に限定してこれをしなければならない。

第七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 國土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

(運送約款)

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 貨物自動車利用運送を行おうとする場合

業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

第十一条から第十六条までを次のように改める。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運賃及び料金等の掲示)

第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とするものに限る)、運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第十二条から第十六条まで 削除

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第十二条第一項第一号の「第一種貨物利用運送事業者に関する特別」に改め、同条第一項中「第一十四条」を「第十二条第一項に改め、「第十一条第一項」を削り、「貨物運送取扱事業は、その利用する運送を行ふ一般貨物自動車

運送事業者又は第三十五条第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)が第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第一項若しくは第三項の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

第二十三条中「又は前条第一項若しくは第三項を、第二十二条第一項若しくは第三項又は前条に改め、「権限の付与」の下に、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行ふ一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止」を加える。

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

第三十五条第一項第三号中「営業区域」を削り、「概要」の下に「貨物自動車利用運送を行うかどうかの別」を加え、同条第四項中「第四条第三項及び二」を「第四条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第三項並びに」に改め、同条第五項中「同条第五項を同条第六項に、「第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)を「特定貨物自動車運送事業者」に改め、同条第六項中「第十一条、第十二条第一項」を削り、「及び第三項」の下に「、第二十二条第一項」を加える。

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査することにも、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

第二 地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

法を「貨物利用運送事業法」に、「第三条第一項又は第三十五条第一項」を「第二十条又は第四十五条第一項」に、「第二条第九項」を「第二条第八項」に、「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第一項中「貨物運送取扱事業法第一条第九項の第二種利用運送事業についての同法第三条第一項又は第三十五条第一項」を「貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項」に、「第二種利用運送事業許可」を「第二種貨物利用運送事業許可」に、「第八条第一項又は第三十六条第二項」を「第二十五条第一項又は第四十六条第二項」に、「第六条第五号」を「第二十三条第五号」に改め、同条第三項中「第二種貨物利用運送事業許可」に、「第八条第一項又は第三項」の下に「、第二十二条の二」を加え、「第二種利用運送事業許可」を「第二種貨物利用運送事業許可」に、「特定第二種利用運送事業者」を「特定第二種貨物利用運送事業者」に改める。

第三十九条第一項中「特定第一種利用運送事業者」を「特定第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(苦情の解決)

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査することにも、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

4 地方実施機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について貨物自動車運送事業者に周知させなければならぬ。

(説明又は資料提出の請求)

第三十九条の三 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならぬ。第七十条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第七十一条を削る。

第七十二条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百五十万円」に改め、同条を第七十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 指定試験機関が第五十七条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

第七十三条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十四条中「よる認可を受けでしなければならない事項を認可を受けないで」を「違反して事業計画を変更」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第七十五条中「各号の」を「各号のいづれか」

に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第七十六条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十一條第一項」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 削除

四 第十条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

第七十七条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第七十八条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十四条」を「第十一條」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 正當な理由なく、第二十条の規定による命令に違反して運行管理者資格者証を返納しなかった者

第七十九条に次の二号を加える。

五 第三十一条(第三十五条第六項において準用する場合を含む)、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の鉄道事業法(以下「旧鉄道事業法」という。)附則第七条第三項の規定によりされた申請に係る鉄道事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に第一種利用運送事業(次条第一項の規定により第一種の規定による改正後の貨物利用運送事業法(以下「新貨物利用運送事業」といふ。)に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を新貨物利用運送法第二十一条第一項第一号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を新貨物利用運送法第二十一条第一項第一号の事業計画と、当該事業に係る旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画とあるのは「集配事業計画(鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する届出書を含む。)」とする。

4 第二条 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の鉄道事業法(以下「旧鉄道事業法」といふ。)「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十四条中「よる認可を受けでしなければならない事項を認可を受けないで」を「違反して事業計画を変更」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第七十五条中「各号の」を「各号のいづれか」に、「三十万円」を「百万円」に改める。



第一百八条の三十一第二項第九号中「貨物運送事業法第一條第九項を「貨物利用運送事業法第一條第八項に、「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

第百八条の三十四中「貨物運送取扱事業法」を

「貨物利用運送事業法」に、「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一  
部改正)

第百八条の三十四中「貨物運送取扱事業法」を  
「貨物利用運送事業法」に、「第二種利用運送事  
業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一  
部改正)

第百八条の三十四中「貨物運送取扱事業法」を  
「貨物利用運送事業法」に、「第二種利用運送事  
業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

四十一の一 貨物利用運送事業の登録又は許可

(注) 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第十一條第一項(貨物利  
用運送事業法の特例)又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化  
利活化法といふ。(第三十条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第一種貨物利用  
運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中小企業流通業務効率化促進法  
地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)の規定による効率化計画の認定又は  
当該登録とみなす。

(一) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第 三條第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録		登録件数
許可件数	登録件数	一件につき九万円
一件につき十二万円	一件につき九万円	一件につき九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
円	円	円

(自動車事故対策センター法の一部改正)

第十九条 自動車事故対策センター法(昭和四  
八年法律第六十五号)の一部を次のように改正  
する。

第三十一条第一項第一号中「貨物運送取扱事  
業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第二條第九  
项」を「第二條第八項」に、「第二種利用運送事  
業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

(自動車事故対策センター法の一部改正)

(地価税法の一部改正)

第十九条 地価税法(平成二年法律第六十九号)の  
一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「貨物運送取扱事業法」  
を「貨物利用運送事業法」に、「第二條第九項」  
を「第二條第八項」に、「第二種利用運送事  
業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

鉄道事業法等の一部を改正する法律案

第十三條第一項中「貨物運送取扱事業法」を  
「貨物利用運送事業法」に、「第二條第九項」を  
「第二條第八項」に、「第二種利用運送事業」を  
「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第二項  
中「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運

送事業」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三  
十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号乙中「九万円」を「十二万  
円」に改め、同号丙中「三万円」を「六万円」に改  
め、同表第四十一号の二を次のように改める。

(第二種貨物利用運送事業)に改める。  
(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)  
第二十一条 中小企業流通業務効率化促進法(平  
成四年法律第六十五号)の一部を次のように改  
正する。

第四条第四項第三号中「が第一種利用運送事  
業」を「が第一種貨物利用運送事業」に、「貨物運  
送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第  
七項の第一種貨物利用運送事業」を「運送取次  
事業(同法第一條第十項の運送取次事業)」を「貨  
物自動車利用運送(貨物自動車運送事業法(平成  
元年法律第八十三号)第一条第七項の貨物自動  
車利用運送)」に、「同法第五条第一号から第三号ま  
で又は第二十六条第一条第一号から第三号ま  
で」を「貨物利用運送事業法第六条第一項第一号  
から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五  
条各号」に改める。

第十二条の見出しを「(貨物利用運送事業法及  
び貨物自動車運送事業法の特例)に改め、同条  
第一項中「第一種利用運送事業」を「第一種貨  
物利用運送事業」に、「貨物運送取扱事業法第  
三条第一項の許可(以下「第一種利用運送事業許  
可」という。)又は運送取次事業についての同法  
第十二十三条の登録(以下「運送取次事業登録」と  
いいう。)を受けていないものとみなされる場合  
における第二種貨物利用運送事業の登録」と  
改める。

第三条第一項の許可(以下「第一種利用運送事業許  
可」という。)又は運送取次事業についての同法  
第十二十三条の登録(以下「運送取次事業登録」と  
いいう。)を受けていないもの又は貨物自動車利用運送  
事業法第三条第一項の登録(以下「第一種貨物利用  
運送事業登録」という。)を受けていないもの又  
は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨  
物自動車運送事業法第三条の許可(同法第九条  
第一項の認可を含む。)を受けているものとみな  
される場合における第二種貨物利用運送事業の登  
録を「第一種貨物利用運送事業登録」又は「貨物自  
動車運送事業登録」に改め、同法第二十七条  
第一項の変更登録を「貨物自動車運送事業法  
第九条第一項の認可」に、「同条第四項」を「同法  
第九条第三項(同法第三十五条第六項において  
準用する場合を含む。以下同じ。)」に改め、  
「認可を受け、若しくは届出をし、又は」を削  
り、「変更登録を受け、若しくは届出を」の下に  
「し、又は認可を受け、若しくは届出を」を加  
え、同条第四項中「第一種貨物利用運送事業又は貨  
物自動車利用運送」に、「貨物運送取扱事業法第  
八条第一項、第十七条第一項若しくは第二項若  
しくは第十八条第一項の認可」を「貨物利用運送  
事業法第七条第一項の変更登録」に、「同法第八

運送を行うものとしての同法第九条第一項(同  
法第三十五条第六項において準用する場合を含  
む。以下同じ。)の認可(以下「貨物自動車利用運  
送変更認可」という。)に改め、同条第二項中  
「第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登  
録」を「第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自  
動車利用運送変更認可」に、「貨物運送取扱事業  
法第四条第一項第三号」を「貨物利用運送事業法  
第五条第一項第一号」に、「を同号の事業計画」  
を「が登録されたもの」に、「同法第二十五条第  
一项第一号」を「貨物自動車運送事業法第四条第  
一项第二号及び同条第二項第二号若しくは同法  
第三十五条第二項第二号」及び同条第四項にお  
いて準用する同法第四条第二項第二号」に、「が登  
録されたもの」を「同法第四条第一項第二号若  
しくは第三十五条第二項第三号の事業計画」  
に、「同法の」を「貨物利用運送事業法又は貨物  
自動車運送事業法」に改め、同条第三項中「第  
一项第二号」を「貨物自動車運送事業法第五条第  
二項第一号」に改め、同法第二十五条第二項第二  
号若しくは第三十五条第二項第三号の事業計  
画」を「第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自  
動車利用運送変更認可」に、「第一種利用運送事業  
又は運送取次事業」を「第一種貨物利用運送事業  
又は貨物自動車利用運送」に、「貨物運送取  
扱事業法第八条第一項の認可」を「貨物利用運送  
事業法第七条第一項の変更登録」に、「同法第二十七  
条第一項の変更登録」を「貨物自動車運送事業  
法第九条第一項の認可」に、「同条第四項」を「同法  
第九条第三項(同法第三十五条第六項において  
準用する場合を含む。以下同じ。)」に改め、  
「認可を受け、若しくは届出をし、又は」を削  
り、「変更登録を受け、若しくは届出を」の下に  
「し、又は認可を受け、若しくは届出を」を加  
え、同条第四項中「第一種貨物利用運送事業又は貨  
物自動車利用運送」に、「貨物運送取扱事業法第  
八条第一項、第十七条第一項若しくは第二項若  
しくは第十八条第一項の認可」を「貨物利用運送  
事業法第七条第一項の変更登録」に、「同法第八



平成十四年四月十日 參議院会議録第十六号 投票者氏名

吉田	山下	山崎	森山	溝手	松山	保坂	舛添	林	中川	中原	竹山	田浦	世耕	清水嘉子君	斎藤	佐々木知子君	鴻池	祥肇君	正幸君	恒一君	顯雄君	鷹夫君	亀井	久野	国井	小泉	小林	鶴	佐々木知子君	眞人君	義雄君	秀善君	享詳君	弘成君	孝雄君	嘉子君	滋宣君	恒一君	正幸君	時男君	片山虎之助君	景山俊太郎君	加納時男君
----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	-------	----	--------	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	---	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	--------	-------

吉田	山下	山崎	森山	溝手	松山	保坂	舛添	林	中川	中原	竹山	田浦	世耕	清水嘉子君	斎藤	佐々木知子君	鴻池	祥肇君	正幸君	恒一君	顯雄君	鷹夫君	亀井	久野	国井	小泉	小林	鶴	佐々木知子君	眞人君	義雄君	秀善君	享詳君	弘成君	孝雄君	嘉子君	滋宣君	恒一君	正幸君	時男君	片山虎之助君	景山俊太郎君	加納時男君
----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	-------	----	--------	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	---	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	--------	-------

森本	浜田卓二郎君	弘友和夫君	光弘君	福本潤二君	那津敏子君	浜四津清彦君	福本潤二君	高野昭三君	山口那津敏子君	遠山昭三君	草川たまき君	澤たまき君	加藤修一君	山本山下八洲夫君	若林秀樹君	山本良一君	円より子君	辻正司君	内藤正光君	千葉景子君	羽田雄一郎君	島袋岩本	西岡吉岡	筆坂吉岡	佐藤泰三君	木司郡司	勝木敏夫君	今井孟紀君	朝日修次君	浅尾慶一郎君	若林正俊君	伊藤基隆君	澄君	武昭安君
----	--------	-------	-----	-------	-------	--------	-------	-------	---------	-------	--------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------	------	------	------	-------	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----	------

山本	山下	山崎	森田	宮崎	三浦	松村	松谷蒼一郎君	真鍋賢二君	日出英輔君	野沢太三君	服部三郎君	仲道俊哉君	段本敬三君	伊達忠一君	田中直紀君	田中十朗君	佐藤泰三君	斎藤寅三君	佐藤勝嗣君	木村博子君	金田哲文君	木村大治君	木村勝年君	木村武昭君	木村仁君	木村勝年君	木村安君	木村時男君	木村片山虎之助君	木村景山俊太郎君	木村加納時男君
----	----	----	----	----	----	----	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	----------	----------	---------

上杉	岩城	入澤	泉	有馬	阿南	愛知	阿蘭	一成君	光弘君	英鑑君	信也君	一良君	利和君	和田ひろ子君	風間一郎君	木庭健太郎君	浜田卓二郎君	福本潤二君	那津敏子君	高野昭三君	草川たまき君	澤たまき君	加藤修一君	山本山下八洲夫君	若林秀樹君	山本良一君	円より子君	辻正司君	内藤正光君	千葉景子君	羽田雄一郎君	島袋岩本	西岡吉岡	筆坂吉岡	佐藤泰三君	木司郡司	勝木敏夫君	今井孟紀君	朝日修次君	浅尾慶一郎君	若林正俊君	伊藤基隆君	澄君	武昭安君
----	----	----	---	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------	------	------	------	-------	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----	------

森元	森下	溝手	松山	松田	保坂	舛添	林	中川	中原	竹山	田浦	世耕	清水嘉子君	斎藤滋宣君	佐々木知子君	鴻池祥肇君	小林正幸君	国井恒一君	久野正幸君	亀井鷹夫君	片山虎之助君	景山俊太郎君	加納時男君	太田豊秋君	汎英君	厚君	太田厚君	汎英君	加納時男君	片山虎之助君	景山俊太郎君	加納時男君	片山虎之助君	景山俊太郎君	加納時男君
----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-----	----	------	-----	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

森林	森山	宮崎	三浦	松村	松谷蒼一郎君	真鍋賢二君	日出英輔君	野沢太三君	服部三郎君	仲道俊哉君	段本敬三君	伊達忠一君	田中直紀君	田中十朗君	佐藤泰三君	斎藤寅三君	佐藤勝嗣君	木村博子君	金田哲文君	木村大治君	木村勝年君	木村武昭君	木村仁君	木村勝年君	木村安君	木村時男君	木村片山虎之助君	木村景山俊太郎君	木村加納時男君
----	----	----	----	----	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	----------	----------	---------

官 報 (号外)

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

沢	草川	荒木	若林	円	内藤	辻	千葉	谷	佐藤	木俣	郡司	小宮山	勝木	江本	今泉	海野	池口	朝日	脇	山下	吉村剛	矢野
たまき	加藤	大林	若林	篠瀬	羽田雄	千葉	高嶋	穀	齊藤	木俣	郡司	小宮山	洋子君	小川	勝木	江本	今泉	海野	池口	朝日	吉村剛	哲郎君
昭三	秀樹君	清寛君	秀樹君	正司君	良一君	正光君	正昭君	正行君	邦之君	敏夫君	敏夫君	木俣	敏夫君	雅史君	一太君	英利君	力君	哲郎君	矢野	山崎	山崎	哲朗君
木庭	木庭	風間	木庭	和田	山本	山本	山本	山下	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本							
一良	健裕	一郎君	直樹君	峰崎	柳田	峰崎	松井	堀	藤井	高橋	谷林	鈴木	櫻井	北澤	川橋	大塚	小川	江田	伊藤	吉田	山崎	山崎
	魚住	魚住	薬科	和田	和田	和田	和田	和田	和田	和田												
	一良	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

(内閣提出)  
賛成者氏名  
日程第五 鉄道事業法等の一部を改正する法律案

反対者氏名  
○名

有馬	愛知	阿南	朗人君	治郎君	一成君	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬	有馬
村	有村	荒井	阿部	正治君	正俊君	一九七名	有村															

松	松	松	藤	藤	日出	野沢	野沢	野沢	仲道	中曾根	西銘順	服部	三男	基之君	太三君								
谷	谷	谷	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	
龍	龍	龍	賢	賢	基之君	基之君	英輔君	英輔君	英輔君	弘文君													

松	松	松	松	松	松	林	南野	野	野	中島												
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松

和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治	治

荒	荒	荒	林	林	林	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰	峰
木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木
若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若
林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林	林

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号 質問主意書及び答弁書

<table border="1"> <thead> <tr> <th>反対者氏名</th> <th>浜田卓二郎君</th> <th>白浜一良君</th> <th>魚住裕一郎君</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日笠勝之君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>風間祐君</td></tr> <tr><td>福本潤一君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>木庭健太郎君</td></tr> <tr><td>山口那津男君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>山本潤一君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>草川昭三君</td></tr> <tr><td>渡辺孝男君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>沢たまき君</td></tr> <tr><td>大江康弘君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>高野博師君</td></tr> <tr><td>田名部匡省君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>遠山清彦君</td></tr> <tr><td>高橋紀世子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>西川きよし君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>平野達男君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>松岡満壽男君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>山本正和君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>椎名素夫君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>本岡昭次君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>森友也君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>島袋宗康君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>田村秀昭君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>西岡武夫君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>平野貞夫君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>森ゆうこ君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>福島瑞穂君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>中村敦夫君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>広野ただし君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>森ゆうこ君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>井上哲士君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>池田幹幸君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>岩佐恵美君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>大沢辰美君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>小池晃君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>大門実紀史君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>西山登紀子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>八田ひろ子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>筆坂秀世君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>吉岡吉典君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>大渕絹子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>大田昌秀君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>渕上貞雄君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>又市岳志君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>林春子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>宮本雅子君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> <tr><td>吉川征治君</td><td>浜田卓二郎君</td><td>白浜一良君</td><td>浜田卓二郎君</td></tr> </tbody> </table>	反対者氏名	浜田卓二郎君	白浜一良君	魚住裕一郎君	日笠勝之君	浜田卓二郎君	白浜一良君	風間祐君	福本潤一君	浜田卓二郎君	白浜一良君	木庭健太郎君	山口那津男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	山本潤一君	浜田卓二郎君	白浜一良君	草川昭三君	渡辺孝男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	沢たまき君	大江康弘君	浜田卓二郎君	白浜一良君	高野博師君	田名部匡省君	浜田卓二郎君	白浜一良君	遠山清彦君	高橋紀世子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	西川きよし君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	平野達男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	松岡満壽男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	山本正和君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	椎名素夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	本岡昭次君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	森友也君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	島袋宗康君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	田村秀昭君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	西岡武夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	平野貞夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	森ゆうこ君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	福島瑞穂君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	中村敦夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	広野ただし君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	森ゆうこ君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	井上哲士君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	池田幹幸君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	岩佐恵美君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	大沢辰美君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	小池晃君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	大門実紀史君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	西山登紀子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	八田ひろ子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	筆坂秀世君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	吉岡吉典君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	大渕絹子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	大田昌秀君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	渕上貞雄君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	又市岳志君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	林春子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	宮本雅子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	吉川征治君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君	<p>右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。</p> <p>平成十四年三月十四日</p> <p>参議院議長 井上裕殿 神本美恵子</p> <p>質問主意書</p> <p>独占禁止法に定める事業者の範囲に関する質問</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の適用を受ける行為主体は、原則的に事業者及び事業者団体であるが、特に、事業者の範囲については、独占禁止法第二条第一項で「事業者とは、商業、工業、金融その他の事業を行う者をいう。」と定義されているだけで、必ずしも明確ではない。</p> <p>二〇〇二年四月以降、学校五日制がスタートされるに当たって、NPO、NGOによる学校外の子どもを対象とした事業が幅広く行われると予想される。事業者が独占禁止法に違反した場合は、排除措置が採られるため、法の適用が曖昧であると、事業者間に無用な混乱を招く恐れもある。</p> <p>したがって、独占禁止法上の事業者とはいかなるものを見つけて、独占禁止法の運用上その範囲を明確にする必要があるため、以下の点について質問する。</p> <p>一、独占禁止法第一条第一項の適用の対象となる事業者の範囲を定める判断基準があれば示されたい。</p> <p>二、法の第二条第一項に規定されている「その他の事業を行なう者」とはいかなる事業者を指すのか、具体的に明示されたい。</p> <p>三、公正取引委員会事務局が昭和二十九年に編集した「改正独占禁止法解説」によれば、「事業とは、物資、資金その他の経済上の利益を反復継続して供給し、かかる供給行為に対する反対給付として、なんらかの経済価値の提供を受けるものの総称である。」とされているが、「反復継続」とは具体的にどのようなことを指すのか、説明されたい。</p> <p>右質問する。</p> <p>平成十四年四月五日</p> <p>参議院議長 井上裕殿 内閣総理大臣 小泉純一郎</p> <p>参議院議員神本美恵子君提出独占禁止法に定める事業者の範囲に関する質問に対する書を送付する。</p> <p>一及び二について</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第二条第一項に規定する「商業、工業、金融業その他の事業を行なう者」(以下「事業者」という。)とは、一般に、「なんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受ける経済活動」を行う者をいうと解されている(平成元年十二月十四日最高裁判所判決)ところ、ある者が事業者に該当するか否かは、個別具体的な事例に即して、当該者が右のような経済活動を行なうか否かにより判断されるべきものと考える。右のような経済活動であって、同項に規定する商業、工業及び金融業以外のもとのとしては、例えば、鉱業、農業、林業、水産業、サービス業等が考えられる。</p> <p>三について</p> <p>一般に、「反復」とは繰り返すことであり、また、「継続」とは続けることであると解されるところ、お尋ねの「反復継続」との文言も、繰り返し、かつ、続けるという意味で用いられていれば、経済的利益の供給及びこれに対する反対給付の受領が繰り返し、かつ、続けて行わるるものでないならば、独占禁止法第二条第一項に規定する「事業」に含まれないものと考える。</p>
反対者氏名	浜田卓二郎君	白浜一良君	魚住裕一郎君																																																																																																																																																																						
日笠勝之君	浜田卓二郎君	白浜一良君	風間祐君																																																																																																																																																																						
福本潤一君	浜田卓二郎君	白浜一良君	木庭健太郎君																																																																																																																																																																						
山口那津男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
山本潤一君	浜田卓二郎君	白浜一良君	草川昭三君																																																																																																																																																																						
渡辺孝男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	沢たまき君																																																																																																																																																																						
大江康弘君	浜田卓二郎君	白浜一良君	高野博師君																																																																																																																																																																						
田名部匡省君	浜田卓二郎君	白浜一良君	遠山清彦君																																																																																																																																																																						
高橋紀世子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
西川きよし君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
平野達男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
松岡満壽男君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
山本正和君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
椎名素夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
本岡昭次君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
森友也君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
島袋宗康君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
田村秀昭君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
西岡武夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
平野貞夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
森ゆうこ君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
福島瑞穂君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
中村敦夫君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
広野ただし君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
森ゆうこ君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
井上哲士君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
池田幹幸君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
岩佐恵美君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
大沢辰美君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
小池晃君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
大門実紀史君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
西山登紀子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
八田ひろ子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
筆坂秀世君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
吉岡吉典君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
大渕絹子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
大田昌秀君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
渕上貞雄君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
又市岳志君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
林春子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
宮本雅子君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						
吉川征治君	浜田卓二郎君	白浜一良君	浜田卓二郎君																																																																																																																																																																						

官 報 (号 外)

平成十四年四月十日 参議院会議録第十六号

明治三十五年三月三十日  
郵便物認可

発行所  
東京都中央区虎ノ門二丁目  
財務省印刷局  
電話  
03(387)4294  
定価  
本号一部  
郵便送付  
料金  
100円